

## 第7回東京都北区子ども・子育て会議次第

日時：平成26年8月5日（火）

午後6時30分～

会場：北とびあ7階第2研修室

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 新制度に係る各種基準についての報告
- (2) 「区立幼稚園の今後の方向性」について
- (3) 「北区子ども・子育て支援計画2015（素案）」について
- (4) その他

### 3 閉会

【配布資料】※資料は事前送付済み

資料 1-1	子ども・子育て支援新制度施行に関する制定条例等概要版
資料 1-2	保育の必要性の認定に関する基準について
資料 2	「区立幼稚園の今後の方向性」について
資料 3	北区子ども・子育て支援計画 2015（素案）
参考資料	委員提出資料

# 子ども・子育て支援新制度施行に関する制定条例等概要版

## 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

### ◆概要

家庭的保育事業等とは、原則3歳未満の保育を必要とする子を対象とする、以下の4種類の保育事業（「地域型保育事業」ともいいます。）を指し、子ども・子育て支援新制度で新たに位置づけられた事業です。  
認可権限は区にあるため、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」の区分に従い、区が条例で基準を定めます。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。

【児童福祉法第34条の16第2項】

- ・従事する者及びその員数
- ・運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

→ 上記以外の事項

### 【家庭的保育事業等の4類型】

事業名	事業内容
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を実施します。
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 ・A型（保育所分園に近いもの） ・B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） ・C型（家庭的保育に近いもの）
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、1対1を基本とする保育を実施します。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

### ◆基準に対する区の規定案

国の基準を準用します（別表参照）。

### ◆根拠法令

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に対する区の規定案(別表1)

項目	国の基準(児童福祉法第34条の16第1項)	従うべき基準 又は 参酌すべき基準	区の規定案
家庭的保育事業者等の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の事項を実施すること</li> <li>①人権に十分配慮し、人格を尊重すること</li> <li>②地域との交流・連携を図り、運営内容を説明すること</li> <li>③自ら評価し、結果を公表するよう努めること</li> <li>④定期的に外部評価を受け、結果を公表し、常に改善を図ること</li> <li>⑤事業の目的を達成するために必要な設備を設けること</li> <li>⑥保健衛生・危害防止に考慮した設備を設けること</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
保育所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保すること ※5年の経過措置あり</li> <li>①集団保育を体験させるための機会の設定、相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと</li> <li>②代替保育を提供すること</li> <li>③特定地域型保育事業者等による保育の提供の終了後の連携施設における継続受入れ</li> </ul>	従うべき基準	国の基準を準用する
家庭的保育事業者等と非常災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策として、以下のことを行うこと</li> <li>①消火用具、非常口等の非常災害に必要な設備を設ける</li> <li>②非常災害に対する具体的な計画を立てる</li> <li>③非常災害に対する不断の注意と訓練に努める</li> <li>・訓練は少なくとも毎月1回は行うこと</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の要件は以下のとおりとすること</li> <li>健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたもの</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得・維持・向上に努めること</li> <li>・事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	他の社会福祉施設等を併設する場合、その施設等の設備及び職員を兼ねることができる。ただし、保育に特有の設備や保育に直接従事する職員はこの限りではないこと	従うべき基準 参酌すべき基準	国の基準を準用する
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	乳幼児の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならないこと	従うべき基準	国の基準を準用する
虐待等の禁止	乳幼児を虐待してはならないこと	従うべき基準	国の基準を準用する
懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと	従うべき基準	国の基準を準用する
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理の観点から以下の措置を行うこと</li> <li>①設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること</li> <li>②感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること</li> <li>③必要な医薬品を備え、その管理を適正に行うこと</li> <li>④居宅訪問型事業者は職員の清潔の保持・健康状態について、必要な管理を行うこと</li> <li>⑤居宅訪問型事業者は設備、備品の衛生的な管理に努めること</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
利用乳幼児及び職員の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用開始時及び少なくとも年2回実施する健康診断は、学校保健安全法の規定に則って行うこと</li> <li>・利用開始前に健康診断を行い、これが利用開始時の健康診断に相当すると認められるときは、省略できること</li> <li>・健康診断をした医師は結果を記録するとともに、必要に応じて保育の提供を停止する等の勧告をすること</li> <li>・調理を担当する職員の健康診断に注意を払うこと</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
家庭的保育事業所等内部の規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項として次の項目を定めること</li> <li>①事業目的・運営方針、②提供する教育・保育の内容、③職員の職種、人数及び職務内容、④開所日・開所時間、⑤料金、その種類、支払理由、⑥利用定員、⑦利用にあたっての留意事項、⑧緊急時対応、⑨災害対策、⑩虐待防止措置、⑪その他重要事項</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する

家庭的保育事業所等に備える帳簿	職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと	参酌すべき基準	国の基準を準用する
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと</li> <li>・退職した者が秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じること</li> </ul>	従うべき基準	国の基準を準用する
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する等の措置を講じること</li> <li>・区市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うこと</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に対する区の規定案(別表2)

項目	国の基準(平成26年厚生労働省令第61号)						従うべき基準 又は 参酌すべき基準	区の規定案	
	家庭的保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業			
		A型	B型	C型		定員19人以下			定員20人以上
	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施			住み慣れた居宅において、1対1を基本とする保育を実施	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を実施			
職員数	【0～2歳児】3:1 【補助者を置く場合】5:2	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 ※上記以外に+1名			【0～2歳児】1:1	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 ※上記以外に+1名	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1	従うべき基準 国の基準を準用する	
資格要件	家庭的保育者 (+補助者)	保育士※2	保育士※2 1/2以上	家庭的保育者 (+補助者)※1	家庭的保育者※1	保育士※2 1/2以上	保育士※2	従うべき基準 国の基準を準用する	
居室の設備・面積基準	保育を行う専用居室3.3㎡/1人	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/1人 【2歳児】 保育室 1.98㎡/1人	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/1人 【2歳児】 保育室 3.3㎡/1人	(保護者・子どもの居宅において保育を行うという事業の特性を踏まえ、基準を設けない)	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/1人 【2歳児】 保育室 1.98㎡/1人	【0・1歳児】 乳児室 1.65㎡/1人 ほふく室 3.3㎡/1人 【2歳児】 保育室 1.98㎡/1人	参酌すべき基準 国の基準を準用する		
屋外遊技場等の設備・面積基準	同一敷地内に屋外遊技等に適した広さの庭	屋外遊技場(付近の代替地も可) 【2歳児】3.3㎡/1人			(保護者・子どもの居宅において保育を行うという事業の特性を踏まえ、基準を設けない)	屋外遊技場(付近の代替地も可) 【2歳児】3.3㎡/1人	参酌すべき基準 国の基準を準用する		
耐火基準	火災報知器・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期的実施	認可保育所に準じた上乗せ規制(保育所を2階以上に設置する場合は耐火建築物又は準耐火建築物)			(保護者・子どもの居宅において保育を行うという事業の特性を踏まえ、基準を設けない。ただし、実際の居宅訪問時における消火器や避難経路の確認等を促す)	認可保育所に準じた上乗せ規制(保育所を2階以上に設置する場合は耐火建築物又は準耐火建築物)	従うべき基準 国の基準を準用する		
給食	自園調理 (調理業務の委託可) (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (保育を行う子どもが3人以下の場合、補助者で対応可)	自園調理※3 (調理業務の委託可) (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員※4			(保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする)	自園調理※3 (調理業務の委託可) (連携施設等からの搬入可) 調理設備(定員19人以下の場合) 調理室(定員20人以上の場合) 調理員※4	参酌すべき基準 国の基準を準用する		
連携施設の設定	連携施設の設定が必要※5 【連携内容】集団保育の機会の設定、保育内容の支援、代替保育及び卒園後の受け皿 【連携施設】保育所、幼稚園又は認定こども園				連携施設の設定は一律に求めない ※6	連携施設の設定が必要※5 【連携内容】 ・集団保育の機会の設定、保育内容の支援及び代替保育→定員19人以下の場合は求める。 ・卒園後の受け皿 地域枠:設定を求める。 従業員枠:必ずしも設定を求めない。 【連携施設】 保育所、幼稚園又は認定こども園	従うべき基準 国の基準を準用する		
嘱託医	設置する				—	設置する	従うべき基準 国の基準を準用する		
地域枠の子どもの受入れ	—				—	従業員枠の子どもに加えて、地域において保育を必要とする子どもを受け入れる必要がある。定員区分に応じた地域枠(別表3)を設定する。	参酌すべき基準 国の基準を準用する		

※1 区長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者(保育士、教員、助産師、保健師又は看護師の資格を有し、かつ、保育の経験を有する者)

※2 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

※3 現在、自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までに体制を整える前提の経過措置あり

※4 調理業務の委託、連携施設等からの搬入を行う場合不要

※5 連携施設の確保が著しく困難な場合は、平成31年度末までに連携施設の確保を行う前提の経過措置あり

※6 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、障害児入所支援施設等の連携施設の確保を求める

◆別表3:事業所内保育事業の地域枠の子どもの受入れ(国基準)

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

## 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

### ◆概要

新制度に移行する教育・保育施設や事業者は、認可を受けた後、施設型給付又は地域型保育給付の対象となるための「確認」を区から受ける必要があります。

この「確認」をするための基準を、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」といいます。区は、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で基準を定めます。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準。	【子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項】 ・利用定員 ・運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。	→ 上記以外の事項

### ◆基準に対する区の規定案

国の基準を準用します(別表参照)。

### ◆根拠法令

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第2項及び第46条第2項

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に対する区の規定案(別表)

特定教育・保育施設の運営に関する基準  
【認定こども園、幼稚園、保育所】

項目	国の基準(平成26年内閣府令第39号)	従うべき基準 又は 参酌すべき基準	区の規定案
利用定員	・認定こども園・保育所の利用定員は20人以上とする ・施設の区分に応じて、小学校就学前子どもの区分ごとに利用定員を定めるものとする。ただし、3号認定子どもについては、満1歳未満と満1歳以上で区分する	従うべき基準	国の基準を準用する
内容及び手続の説明及び同意	教育・保育の提供に際し、あらかじめ、保護者に対し、保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得ること 【説明事項】 ・運営規程の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 ・その他の重要事項 【説明方法】 ・文書(保護者の承諾を得て、電磁的方法による提供可)	従うべき基準	国の基準を準用する
正当な理由のない提供拒否の禁止等	・正当な理由のない利用申込み拒否は禁止 ・利用定員を超える申込みがあった場合(1号認定) 抽選、先着順、建学の精神等、公正な方法により選考を行うこと ・利用定員を超える申込みがあった場合(2、3号認定) 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行うこと ・選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行うこと ・教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な他施設・事業を紹介すること	従うべき基準 参酌すべき基準	国の基準を準用する
あつせん、調整及び要請に対する協力	区市町村が行う、教育・保育施設の利用についてのあつせん及び要請に対し、できる限り協力すること	従うべき基準	国の基準を準用する
受給資格等の確認	利用開始時に支給認定証によって、以下のことを確認すること 【確認事項】 ・支給認定の有無 ・支給認定区分 ・支給認定有効期間 ・保育必要量	参酌すべき基準	国の基準を準用する
支給認定の申請に係る援助	・支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと ・必要な援助は、緊急その他やむを得ない場合を除き、支給認定証有効期間満了日の30日前までにを行うこと	参酌すべき基準	国の基準を準用する
心身の状況等の把握	教育・保育の提供に当たって、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
小学校等との連携	特定教育・保育の提供の終了に際し、子どもが小学校等の教育・保育を円滑に利用できるよう、子どもに係る情報の提供や小学校等との密接な連携に努めること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
特定教育・保育の提供の記録	教育・保育の提供後、提供日、内容その他必要な事項を記録すること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
利用者負担額等の受領	・保護者から利用者負担額を受け取ることができる ・法定代理受領を受けないときは、その費用を保護者から受け取ることができる ・用途、額、理由を書面で明らかにし、保護者の同意を得たうえで、上乘せ徴収、実費徴収をすることができる ・上乘せ徴収、実費徴収をした場合は、領収証を交付すること	従うべき基準	国の基準を準用する
施設型給付費等の額に係る通知等	・法定代理受領を受けた場合は、保護者に対し、施設型給付費の額を通知すること ・法定代理受領を受けない場合は、保護者に対し、教育・保育の内容、費用等を記載した書類を交付すること	参酌すべき基準	国の基準を準用する



特定教育・保育の取扱方針	次の要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行うこと ・幼保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・その他の認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・幼稚園…幼稚園教育要領 ・保育所…保育所保育指針	従うべき基準	国の基準を準用する
特定教育・保育に関する評価等	・自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ること ・定期的に、外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
相談及び援助	・常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努めること ・相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと	参酌すべき基準	国の基準を準用する
緊急時等の対応	教育・保育中に子どもに体調の急変が生じた場合等は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
支給認定保護者に関する区市町村への通知	保護者が不正な行為によって施設給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知すること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
運営規程	重要事項として次の項目を定めること ①事業目的・運営方針、②提供する教育・保育の内容、③職員の職種、人数及び職務内容、④開所日・開所時間、⑤料金、その種類、支払理由、⑥利用定員、⑦利用にあたっての留意事項、⑧緊急時対応、⑨災害対策、⑩虐待防止措置、⑪その他重要事項	参酌すべき基準	国の基準を準用する
勤務体制の確保等	・適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと ・直接影響を及ぼさない業務を除き、その事業所の職員によって教育・保育を提供すること ・職員の研修の機会を確保すること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
利用定員の遵守	利用定員を遵守すること(年度中における需要の増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合等を除く)	参酌すべき基準	国の基準を準用する
掲示	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の重要事項を掲示すること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと	従うべき基準	国の基準を準用する
虐待等の禁止	職員は、子どもを虐待してはならないこと	従うべき基準	国の基準を準用する
懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと	従うべき基準	国の基準を準用する
秘密保持等	・正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと ・退職した者が秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じること ・他機関等に情報提供する際には、あらかじめ文書で保護者の同意を得ておくこと	従うべき基準	国の基準を準用する
情報の提供等	・保護者が、適切に施設を選択できるよう、提供する教育・保育内容に関する情報提供に努めること ・情報提供内容は虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないこと	参酌すべき基準	国の基準を準用する
利益供与等の禁止	施設や子ども等を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与又は收受してはならないこと	参酌すべき基準	国の基準を準用する
苦情解決	・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する等の措置を講じること ・苦情を受け付けた場合には、内容等を記録すること ・苦情に関して区市町村が実施する事業に協力するよう努めること ・区市町村による検査や苦情に関して、区市町村に協力するとともに、指導又は助言に対し、必要な改善を行うこと ・区市町村から求めがあった場合は、改善内容を区市町村に報告すること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
地域との連携等	地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
事故発生の防止及び発生時の対応	・事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと ・事故が発生した場合は次の措置を講じること ①速やかに区市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること ②事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録すること ③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと	従うべき基準	国の基準を準用する

会計の区分	教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくこと</li> <li>・次に掲げる記録を整備し、その記録の整備が完結した日から5年間保存すること</li> <li>①教育・保育の提供に当たった計画</li> <li>②提供した教育・保育に係る必要な事項の記録</li> <li>③区市町村への通知に係る記録</li> <li>④苦情の内容等の記録</li> <li>⑤事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
特別利用保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所が1号認定の子どもを保育する場合は、児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守すること</li> <li>・1号認定の子どもと2号認定の子どもの総数はあらかじめ定めた2号認定の定員を超えないこと</li> </ul>	従うべき基準	国の基準を準用する
特別利用教育の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園が2号認定の子どもを教育する場合は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること</li> <li>・2号認定の子どもと1号認定の子どもの総数はあらかじめ定めた1号認定の定員を超えないこと</li> </ul>	従うべき基準	国の基準を準用する

特定地域型保育事業の運営に関する基準  
【地域型保育事業(家庭的保育事業等)】

項目	国の基準(平成26年内閣府令第39号)	従うべき基準 又は 参酌すべき基準	区の規定案
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業の利用定員は以下のようすること</li> <li>家庭的保育事業 1人以上5人以下</li> <li>小規模保育事業A・B型 6人以上19人以下</li> <li>小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ※5年の経過措置あり</li> <li>居宅訪問型保育事業 1人</li> <li>・事業所ごとに小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めること。ただし、3号認定の子どもについては、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもを区分すること</li> </ul>	従うべき基準	国の基準を準用する
内容及び手続の説明及び同意	<p>地域型保育の提供に際し、あらかじめ、保護者に対し、保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得ること</p> <p>【説明事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程の概要</li> <li>・連携施設の種類の名称</li> <li>・連携協力の概要</li> <li>・職員の勤務体制</li> <li>・利用者負担</li> <li>・その他重要事項</li> </ul> <p>【説明方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書(保護者の承諾を得て、電磁的方法による提供可)</li> </ul>	従うべき基準	国の基準を準用する
正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由のない利用申込み拒否は禁止</li> <li>・利用定員を超える申込みがあった場合</li> <li>保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考</li> <li>・選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行うこと</li> <li>・教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な他施設・事業を紹介すること</li> </ul>	従うべき基準 参酌すべき基準	国の基準を準用する
あつせん、調整及び要請に対する協力	区市町村が行う、教育・保育施設の利用についてのあつせん及び要請に対し、できる限り協力すること	従うべき基準	国の基準を準用する
心身の状況等の把握	地域型保育の提供に当たって、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めること	参酌すべき基準	国の基準を準用する

特定教育・保育施設等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保すること ※5年の経過措置あり</li> <li>①集団保育を体験させるための機会の設定、相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと</li> <li>②代替保育を提供すること</li> <li>③特定地域型保育事業者等による保育の提供の終了後の連携施設における継続受入れ</li> <li>・住宅訪問型保育事業で乳幼児保育を行う場合は、連携する障害児入所施設等を確保しておくこと</li> <li>・事業所内保育事業で利用定員が20人以上の場合、連携協力は不要</li> <li>・地域型保育の提供の終了に際し、子どもが連携施設等で教育・保育を円滑に利用できるよう、子どもに係る情報の提供や連携施設等との密接な連携に努めること</li> </ul>	従うべき基準 参酌すべき基準	国の基準を準用する
利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者から利用者負担額を受け取ることができる</li> <li>・法定代理受領を受けないときは、その費用を保護者から受け取ることができる</li> <li>・使途、額、理由を書面で明らかにし、保護者の同意を得たうえで、上乗せ徴収、実費徴収をすることができる</li> <li>・上乗せ徴収、実費徴収をした場合は、領収証を交付すること</li> </ul>	従うべき基準	国の基準を準用する
特定地域型保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣が定める指針に準じて保育の提供を行うこと</li> <li>・事業の特性に留意し、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行うこと</li> </ul>	従うべき基準	国の基準を準用する
特定地域型保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ること</li> <li>・定期的に、外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項として次の項目を定めること</li> <li>①事業目的・運営方針、②提供する教育・保育の内容、③職員の職種、人数及び職務内容、④開所日・開所時間、⑤料金、その種類、支払理由、⑥利用定員、⑦利用にあたっての留意事項、⑧緊急時対応、⑨災害対策、⑩虐待防止措置、⑪その他重要事項</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと</li> <li>・直接影響を及ぼさない業務を除き、その事業所の職員によって教育・保育を提供すること</li> <li>・職員の研修の機会を確保すること</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
利用定員の遵守	利用定員を遵守すること(年度中における需要の増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合等を除く)	参酌すべき基準	国の基準を準用する
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくこと</li> <li>・次に掲げる記録を整備し、その記録の整備が完了した日から5年間保存すること</li> <li>①教育・保育の提供に当たった計画</li> <li>②提供した保育に係る必要な事項の記録</li> <li>③区市町村への通知に係る記録</li> <li>④苦情の内容等の記録</li> <li>⑤事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設の運営に関する以下の基準は、特定地域型保育事業にも準用する。</li> <li>①支給資格等の確認、②支給認定の申請に係る援助、③小学校等との連携、④施設型給付費等の額に係る通知等、⑤相談及び援助、⑥緊急時等の対応、⑦支給認定保護者に関する区市町村への通知、⑧掲示、⑨支給認定子どもを平等に取扱う原則、⑩虐待等の禁止、⑪懲戒に係る権限の濫用禁止、⑫秘密保持等、⑬情報の提供等、⑭利益供与等の禁止、⑮苦情解決、⑯地域との連携等、⑰事故発生の防止及び発生時の対応、⑱会計の区分</li> </ul>	従うべき基準 参酌すべき基準	国の基準を準用する
特別利用地域型保育の基準	1号認定の子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること	従うべき基準	国の基準を準用する
特定利用地域型保育の基準	2号認定の子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること	従うべき基準	国の基準を準用する

### 3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

#### ◆概要

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)による児童福祉法の改正により、同法に第34条の8の2が追加されました。

この規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、区は条例で基準を定めなければならないこととされました。

なお、他条例と同様、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」を勘案して策定する必要があります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準。	→ 【児童福祉法第34条の8の2第2項】 ・従事する者及びその員数
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。	→ 上記以外の事項

#### ◆基準に対する区の規定案

国の基準に何力所か修正を加えています(別表参照)。

#### ◆根拠法令

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2の第2項

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に対する区の規定案(別表)

項目	国の基準(平成26年厚生労働省令第63号)	従うべき基準 又は 参酌すべき基準	区の規定案
学童クラブの一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象者 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの</li> <li>・目的 家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る</li> <li>・次の事柄を実施すること <ul style="list-style-type: none"> <li>①人権に十分配慮し、人格を尊重すること</li> <li>②地域との交流・連携を図り、運営内容を説明すること</li> <li>③自ら評価し、結果を公表するよう努めること</li> <li>④保健衛生・危害防止に考慮した設備を設けること</li> </ul> </li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
事業者と非常災害対策	非常災害対策として、以下のことを行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>①消火用具、非常口等の非常災害に必要な設備を設ける</li> <li>②非常災害に対する具体的な計画を立てる</li> <li>③非常災害に対する不断の注意と訓練に努める</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準のうち、③については努力義務ではなく、義務とした。
事業者の職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の要件は以下のとおりとする 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたもの</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
事業者の職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得・維持・向上に努めること</li> <li>・事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えるよう努めること。その設備及び備品は利用者に支障がないかぎり、学童クラブ用のものであること</li> <li>・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とすること</li> <li>・専用区画の衛生及び安全を確保すること</li> </ul>	参酌すべき基準	専用区画の面積規定(おおむね1.65平方メートル以上)について、「ただし、区長が特に必要とする場合においてはこの限りではない」という文言を追加した。 【理由】 面積を確保することを優先し、待機児童が発生してしまうといったことがないよう、定員を超えて受け入れる対応が可能になるような規定とした。
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに、放課後児童支援員を置くこと</li> <li>・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、そのうちの1人は補助員でもよいこと</li> <li>・放課後児童支援員は、以下のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>①保育士の資格を有する者</li> <li>②社会福祉士の資格を有する者</li> <li>③学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者</li> <li>④学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</li> <li>⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</li> <li>⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑨高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの</li> </ul> </li> <li>・1の支援の単位を構成する児童数はおおむね40人以下とすること</li> <li>・児童数が20人未満の放課後児童健全育成事業所は併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人は専従職員でなくとも可とすること</li> </ul>	従うべき基準 参酌すべき基準	「1の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする」というのが国基準であるが、その後ろに「ただし、第9条第2項に規定する児童1人当たりの専用区画の面積を確保できる場合においては、当分の間、40人を超える利用を認めるものとする」といふ文言を追加した。 【理由】 現在、第9条第2項の面積要件を満たし、定員が40人を超えている学童クラブがあるため(定員50人:10クラブ、定員70人:1クラブ)。
利用者を平等に取り扱う原則	児童の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならないこと	参酌すべき基準	国の基準を準用する
虐待などの禁止	児童を虐待してはならないこと	参酌すべき基準	国の基準を準用する

衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理の観点から以下の措置を行うこと</li> <li>①設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること</li> <li>②感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること</li> <li>③けが人等が発生した場合に応急的措置をとることができるような医薬品等を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと</li> </ul>	参酌すべき基準	<p>国基準では放課後児童健全育成事業所は「必要な医薬品その他の医薬品を備える」となっているが、それを「けが人等が発生した場合には応急的措置をとることができるような医薬品等を備える」と変更した。</p> <p>【理由】 国の文言では、医薬品の範囲が広く捉えられてしまうため、範囲を適切なレベルに限定した。</p>
運営規程	<p>重要事項に関する以下の規程を定めておくこと</p> <p>①事業の目的・運営の方針、②職員の職種、人数及び職務内容、③開所日・時間、④支援内容及び支払うべき額、⑤利用定員、⑥通常の事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時対応、⑨非常災害対策、⑩虐待防止措置、⑪その他重要事項</p>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
事業者が備える帳簿	職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと	参酌すべき基準	国の基準を準用する
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと</li> <li>・退職した者が秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じること</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する等の措置を講じること</li> <li>・区から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うこと</li> <li>・運営適正委員会が行う調査に協力すること</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所時間・日数は、保護者の就労状況や地域の実情等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること</li> <li>・開所時間は、小学校の休業日は1日8時間、それ以外の日は1日3時間を原則とすること</li> <li>・開所日数は、1年につき250日以上を原則とすること</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準を準用する
保護者との連絡	常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明し、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
関係機関との連携	区や小学校等と密接に連携すること	参酌すべき基準	国の基準を準用する
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時は速やかに区や保護者に連絡し、必要な措置を講じること</li> <li>・損害賠償は速やかに行うこと</li> </ul>	参酌すべき基準	国の基準に「事故記録の作成」及び「保険への加入」規定を追加した。

#### 4 保育の必要性の認定基準

##### ◆概要

子ども・子育て新制度では、保護者の申請を受けた区が客観的基準に基づき、保育の必要性の認定を行い、認定証を交付します。

保育の必要性認定を行うための「事由」は子ども・子育て支援法施行規則で規定されているため、条例ではなく、規則等で定めることとします。

##### ◆基準に対する区の規定案

就労時間の規定を除き、国の基準を準用します(別表参照)。

##### ◆根拠法令

子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)

#### 「保育の必要性の認定基準」に対する区の規定案(別表)

	国の基準(平成26年内閣府令第44号)	区の規定案
保 育 の 必 要 性 の 認 定 基 準	月48～64時間の範囲内で区が定めた就労時間以上労働していること	「月48時間以上、労働している」とする
	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	国の基準を準用する
	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	国の基準を準用する
	同居の親族(子どもと別居している子どもの祖父母を含む。)を常時介護又は看護していること	国の基準を準用する
	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	国の基準を準用する
	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること	国の基準を準用する
	就学(職業訓練を含む。)していること	国の基準を準用する
	児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあること	国の基準を準用する
	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	国の基準を準用する
	前各号に掲げるもののほか、区長が認める前各号に類する状態にあること	国の基準を準用する

## 保育の必要性の認定に関する基準について

### 1 趣旨

保育の必要性の認定にあたっては、保育の必要性の認定の「事由」のほか、「区分」、「優先利用」について国が基準を策定し、さらに、それぞれの基準等については、現行制度や各区市町村における運用の実態等を勘案し、区市町村が検討することとされています。

区としての考え方をまとめましたので、ご意見をいただきたいと考えています。

### 2 保育の必要性の認定について

#### (1) 認定区分について

新制度では、施設・事業の利用を希望する保護者は、利用のための「認定」を受けることが必要です。認定は、年齢、保育の必要性の有無によって、3つの区分に分類されます。

さらに、2号、3号については保育の必要量に応じ、保育標準時間と保育短時間に区分されます。

区分	年齢	保育の必要性の有無	保育の必要量
1号	満3歳以上	保育の必要性なし（2号以外）	
2号	満3歳以上	保育の必要性あり	保育標準時間
			保育短時間
3号	3歳未満	保育の必要性あり	保育標準時間
			保育短時間

#### (2) 保育の必要性の認定事由について

現行制度と新制度における保育の実施基準の比較

現行の「保育に欠ける」事由		新制度の「保育の必要性」の事由		
国		北区		
児童福祉法施行令 27条	保護者及び同居の親族	保護者及び同居の親族	内閣府令	
	日中就労	居宅内外就労 (夜間、パートタイムを含む)		
	妊娠・出産	妊娠・出産		
	保護者の疾病・障害	保護者の疾病・障害		
	同居の親族の介護	同居の親族の介護		
	災害復旧	災害復旧		
施行令	その他前各号に値する状態	児童福祉の観点から区長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合	国基準どおり	
	局長通知	(保護者求職中) ※1		求職活動
		(育児休業時に、すでに保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要であること) ※2		育児休業時に、すでに保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
		(児童虐待のおそれがある等特別な支援を要する家庭) ※3		児童福祉の観点から区長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合
区独自	-	就学		

※1 「保護者求職中の取扱い等保育所の入所要件等について」(平成12年2月9日児保第2号)

※2 「育児休業に伴う入所の取扱いについて」(平成14年2月22日雇児発第0222001号)



※3「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）

〈北区の考え方〉

○国の示す事由は、現行法上、政令及び通知に点在するものを、内閣府令で一括的に規定するものです。

○北区では、新制度において新たに示された事由について、「親族の長期入院」、「就学」等、すべて現行基準において対象としてきました。よって、保育の必要性に関する事項については、基本的に現行の取扱いから変更されるものではありません。

### 3 保育標準時間と保育短時間の区分について

(1) 設定について

新制度における認定については、主にフルタイムの就労を想定した保育標準時間と、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間の2区分を設定することとされています。

北区としては、就労においては、保育短時間の下限時間を月48時間とし、保育標準時間の下限時間を週18時間（週3日以上かつ、1日6時間以上）とします。

	項目	国の考え方	北区（現行）	北区（新制度における対応案）
1	就労における保育短時間の下限時間	1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、区市町村が地域の就労実態等を考慮して定める就労時間	月48時間以上（週3日以上かつ、1日4時間以上）	現行と同じ
2	就労における保育標準時間の下限時間	1週あたり30時間程度の就労とすることを基本とする。	—	週18時間以上（週3日以上かつ、1日6時間以上）

(2) 各事由における区分について

保育標準時間と保育短時間の区分については、就労以外の事由においても、区分を設けることを基本とするとされています。

就労以外の各事由における区分の設定の仕方は以下のとおりとします。

項目	国の考え方		北 区 (新制度における対応案)		備考
	標準	短時間	標準	短時間	
1 就労	○	○	○	○	必要量に応じて認定する
2 妊娠・出産	○	—	○	—	
3 保護者の疾病、障害	○	○	○	○	必要量に応じて認定する
4 同居親族の介護・看護	○	○	○	○	必要量に応じて認定する
5 災害復旧	○	—	○	—	
6 求職活動			—	○	
7 就学			○	○	必要量に応じて認定する
8 虐待やDVのおそれ	○	—	○	—	
9 育児休業			—	○	

<北区の考え方>

- ・国のとりまとめの中で例示があったものについては、国と同様とします。(項目 1、2、3、4、5、8)
- ・就学は就労と同様とします。(項目 7)
- ・国が例示していない項目のうち、現行において長時間の利用を認めていない項目については、「保育短時間」のみの設定とします。(項目 6、9)

4 利用調整基準について

現行、北区では、保育をより必要とする方が入所できるようにするため、「保育の実施基準」を定めています。保護者の皆様からご提出いただく資料を基に、保育をより必要とする度合いを保育指数(※)で表し、その指数が高い方から順番に入所審査を行っています。さらに、同一保育指数の方の中で優先順位付けをする場合は、同一保育指数の審査項目を順番に審査しています。

※保育指数は、保護者及び同居している親族の就労状況等に応じた「選考指数」と世帯の状況等に応じた「調整指数」を合算し、決定します。

「優先利用」に関する国の例示項目を踏まえ、北区では、平成 27 年 4 月から以下のとおり、利用調整基準を定める予定です。

	国の例示項目	現行	新制度における対応案
1	ひとり親家庭	・保育指数同点時に優先 ・調整指数 +2点	現行と同じ
2	生活保護世帯	・調整指数 +2点	現行と同じ
3	生計中心者の失業	なし	保育指数同点時に優先
4	虐待・DVの恐れ	・ひとり親家庭として扱い優先	緊急度が高い場合、子ども家庭部長判断により利用施設を決定する。
5	障害児	なし	緊急度が高い場合、子ども家庭部長判断により利用施設を決定する。
6	育休明け	・復職をする場合は産前休暇前実績に基づく選考指数を適用	現行と同じ
7	小規模保育事業所の卒園児	なし	連携先施設の連携枠の中で一次利用調整前に、利用調整を行う。
8	きょうだい同一施設	・調整指数 +1点 ・保育指数同点時に優先	現行と同じ
9	その他区市町村が定める事由	<保育指数同点時の優先項目> ・選考指数の高い世帯 ・きょうだい同一保育園内定 ・3カ月就労継続 ・すでに就労中 ・採用予定 ・認可外受託 ・親族・知人受託 ・税額が低い世帯 <調整指数減点項目> ・在園児または卒園児が保育料を	現行と同じ

	滞納している世帯	
	なし	同居の親族等が保育可能な場合、減点対象とする。

#### <北区の考え方>

- 現行優先利用項目・減点項目としているものについては、引き続き優先利用項目・減点項目とします。(項目 1、2、4、6、8、9)
- 0~2 歳児が対象となっている小規模保育施設を利用している子どもが、3 歳以降も安心して教育・保育を受けることが可能となるよう、連携施設の枠の中で優先的に利用調整を行います。(項目 7)
- 第 1 子と第 2 子が同一保育所に入れないことにより、その家庭における保育の継続性がたたれることに配慮し、きょうだいが入所している保育所を希望する際は、優先的に利用調整を行います。(項目 8、9)
- 同居の親族等が保育することが難しい場合、保育が可能な世帯に優先して利用調整を行います。(項目 9)

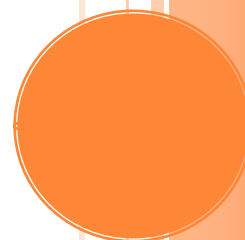
## 第7回子ども・子育て会議

# 「区立幼稚園の今後の方向性」 について

第7回子ども・子育て会議(親会)資料

子ども・子育て会議事務局

2014/08/05



## 就学前教育・保育部会審議事項：

### 「区立幼稚園の今後の方向性」について

1. 部会開催日：第3回 平成26年6月20日（金）  
第4回 平成26年7月25日（金）
2. 認定こども園視察 平成26年7月 3日（木）  
(1)目黒区立げっこうはらこども園  
(2)台東区立石浜橋場こども園
3. 「区立幼稚園の今後の方向性」審議 委員意見概要

#### 第3回 平成26年6月20日（金）

○丁寧に子どもを大切にしている教育をしているところが、区立幼稚園なので、ぜひそれを忘れずに数値だけ見て動かないようにしてもらいたい。

○区立幼稚園で特別支援の子どもを預かっていることは、うれしく思えた。継続的に区立幼稚園を残していくことは賛成である。

○新制度の中で、認定こども園も制度として打ち出してきて、そこで待機児解消策で、認定こども園の方向として進んでいくこと、供給を整備することは、有意義である。

○6か所の幼稚園が、認定こども園に移行するとなると、供給過剰になる心配もある。地域的なバランス。地域的な供給のバランスを考えないと、子どもの取り合いになる。

○認定こども園になったことにより、児童数が減ったということができると、困った話であり、精査してもらいたい。制度的に区立の幼稚園が認定こども園に移行していくことは、いいことだと思う。

○区立幼稚園は公費を投入してやっているのだから、そういった部分で削減の必要性があれば、そういったことも必要でないのかと思う。

○私立幼稚園は年間では運営費は園児一人31から35万くらい。公立があまり多寡の場合は、そういった方向も必要なのではと思う。

○答申でもあったように、私立幼稚園の補完的なもので始まった区立幼稚園については、経費面の問題、定員充足率の問題から、できれば民間でやっている私立幼稚園に任せていただきたい。

○子どもの教育に対して数字だけで判断は危ない。経費がいくらかかるからと

いって幼稚園を削減するというのは、乱暴な意見である。

○公立幼稚園の良さは、教育内容もそうであるが、どんな家庭でも教育基本法にそった教育を受けることができることだと思う。

○公立幼稚園全部を残すのは難しいと思うが、一気になくすのではなく、それぞれの地域の実情に沿って、こども園化するなど、早急にお金がかかるから削減という方向には向かないでほしい。

○幼稚園に通っていて夏休みに保育園で面倒を見る等、仕事されている家庭の子どもを預かることが、認定こども園になれば、家庭の都合で長時間を預けることができる。子どもを一つの施設ですっと預けるシステムは魅力的に感じる。

○就学前の教育については、北区の教育に関わってきましたが、他区にない財産であると思う。0から18歳までの教育や、きらきら0年生の取り組みなど、幼保の先生と一緒に学ぶ場はとても素晴らしい。

○平成26年度の算出予算がHPで公表されており、年間1337億円の予算がある。子育て関連は268億円。比率でいうと20%。それと高齢者の関係が34.5%の比率で予算化されている。得られる予算の中で、できる限りのことを検討して、大事に使ってほしい。

○区立では、特別な支援が必要な子どもの受け入れをしているが、枠に入れなかった子どもは、私立幼稚園なり、そういったところに行くと思う。

○保護者としては利便性、幼稚園の教育の魅力があるかを考える。幼稚園の自宅との距離、保育時間、給食の有無、バスの有無、教育内容、授業料の関係、先生の質、教育方針などを見て、私立と区立を比較して、魅力等を検討するのが実際の3歳の幼稚園に入れる保護者の考えだと思う。

○公立幼稚園では私立と連携を図ったり、私立からも教育的な部分で一緒に研修することということで、就学前教育を充実していくことを現状としてやっている。

○北区は保幼少の連携に力を入れ充実している。職員自身の底上げ、研修の充実が、幼稚園でも保育園でも、北区の子どもがどこに行っても、同じ良い育ちが保障されるという視点で、北区は進んできていると思う。ぜひこれからも充実を図ってほしい。

○就学前教育を考えたときに、どんな施設を利用しても、していなくても、すべての子どもたちに力を入れてほしいのは、食育の点である。

○子どもに対する食育と親に対する意識の向上を図るための取り組みが大事。子どもの体、精神、頭をつくるのは食べ物。きちんとした食べ物をみんなで考

えていく必要があると思う。北区としても力をいれてほしい。

○保幼少の交流をしっかりとやっていくことが大事である。保育園、幼稚園で弁当を持たせているが、就学前にどのような食事を与えるかを、交流の一つの題材にしてもいいと思う。そこも接続の大事な部分だと思う。

○労働者、先生の就労条件の改善を求める。労働条件とは賃金、労働時間、休暇日数、研修制度、設備の充実。高まることによって現場の先生のモチベーションが高まると思うし、教育の質も上がってくると思う。

○区立幼稚園のあり方が論点。区立幼稚園の廃止は反対である。

#### 【第4回 平成26年7月25日（金）】

○げっこうはらが幼稚園型の認定こども園ということで、もともと区立の幼稚園を利用されている方が引き続き利用されている方が多いと思うのですが、スムーズな運営だったのではないかなと思う。

区立の幼稚園はあのような形で残っていくことも有効かなと思う。

○給食の件について前回の部会でも言ったが、ただおなかを満たすだけではなく、質の高い給食を提供していただきたい。本当に子どもの健康であるとか、子どものことを考えて必要な大事な栄養がとれているかどうかきちんと見ていただきたい。

○文科省が5歳児の義務教育化を打ち出した。区立の幼稚園がスタンダードというか基本ラインを示すためにも残していく必要がある。

○乳幼児教育は見えにくい。見える形でスタンダードを示すのはむづかしいので、一つの見本を示すためにも公立は残すべきでは。

○私立幼稚園協会としての要望を述べたい

- ・公立幼稚園の経費は、今回示された公定価格を大幅に上回っている。公私間格差の解消を今回の新制度施行にあわせ実施してほしい

- ・設置された経緯を無視して就学前教育のノウハウ及び成果の継承をいうのであれば、まず適切な保育料の設定と、公立幼稚園に通う以外の子どもに対する公費の配分の充実を図るべき。

- ・認定こども園移行にともない、子どもが長時間施設に縛られることになることをどう考えるのか。

- ・私立幼稚園は、これまでも預かり教育の充実に努めてきた。認定こども園移行を検討する前に、まず預かり保育の実施を検討すべきでは。

- ・子ども・子育て三法の付帯決議である私学助成及び就園奨励費の充実を求める。

○私立幼稚園も、公教育を担ってきた。

○保育料については、北区は住みやすい区だと思った。経費は、一人あたりいくらだという見方はどうかと思う。働かざるを得ない親もあり、親にとっても子どもにとってもよりよい制度を考えてほしい。

○認定こども園について、保護者の行事などへの参加率に溝ができないか不安。

○内閣府の認定こども園についての調査結果がある。認定こども園が一番評価が高い。だが、簡単ではない。不安ももっともだと思う。職員ががんばって、一緒に作っていくしかない。幼稚園でもなく、保育園でもなく未知の世界だ。

○幼稚園に通っているお子さんを一時保育で保育園に預ける親がいる。そういった需要に認定こども園なら答えることができるのでは。あと、働く親に対する支援が大事。そして先ほども述べたが需給調整をよろしくお願ひしたい。

○先ほどの要望をしっかり受け止めて、反映させていってほしい。

○幼稚園型の認定こども園を初めて視察。やはり、公立幼稚園を考えるとこういう形もある。ただ、幼稚園を選ぶ保護者が多いことを考えると、大勢ではなく、ある程度の人数枠があると、解消につながるのでは。

○目標の型・タイプといっても、いろいろな働き方、社会参加、子育てへの考え方があつた。その中で、一つの選択肢が認定こども園。フルタイムで働きたい人が保育所に入れるようになっていく。その中間、夏休みだけ預けるといふようなニーズがあるのは確か。保護者のニーズからすると、選択肢が増える。

○認定こども園はいろいろな親が会える場でもある。小学校行けばみんな一緒。1年生でいきなり一緒になる。小一プロブレムというのは子どもだけの問題でなく親にもあつた。

○認定こども園から来た親子、幼稚園から、保育園から、といった意味でパターンが増える。区立幼稚園どうこう言う前に社会がどう子育てに向きあうのか、その中で認定こども園を考えていくのは選択肢が増える意味でも大きな意義があつた。

○質について言えば、保育園・幼稚園というくくりでなく、保育についての勉強・研修を重ね、保育について考えることが重要。

○社会情勢の変化で、もしかしたら認定こども園もいろいろなタイプがあつたと思う。北区ではどのようなタイプがいいというのもなかなか出ないのかもしれないが、いつどうなつてもそういった準備ができていふことを心がけてやれば、というのを強く感じた。

○地域の子育て支援はとても大事と思う。幼稚園・保育園。小学校に丸投げし



て便利、というだけではなく、働いていても働いていなくても親の教育へのかかり、親の教育を早い時期からできるよう、地域の子育て支援に力をいれてほしい。

○23年度に東京都公立幼稚園PTA連絡協議会が60園くらいの幼稚園、こども園にアンケート。PTA活動がこども園になってちょっと難しくなった。長時間、短時間保育の保護者の連携が難しいという意見。小学校に入ってからみないっしょになるので、こういったところから保護者の連携を図ってほしい。

○どのように子供を育てていくのか。まずは、親が子供をどのように育てるかを念頭に置き、仕事などのライフスタイルを考えるべきでは。少子化は今後進んでいく。

○ある保育園でインフルエンザにかかる子どもが二人しかいなかった。そこでは子どもたちに薄着であそばせていた。その子どもたちは暑くなると自分で服を脱ぐ。子ども自身の強さを引き出す教育を重視してほしい。

○親の就労を支援することも大事だが、親の子育て支援をすることが重要になってきている。学校教育法の限界と児童福祉法の限界をのりこえる意味で、子育て支援を第3の機能ととらえ子育て支援の情報を発信していく認定こども園が生まれてきたわけだが、未知の世界であるのでいろいろ議論はあると思う。

#### 認定こども園視察 平成26年7月 3日(木)

◇感想 げっこうはらこども園に関連して

○げっこうはらこども園の園長先生が、何よりも子どもにとって一番良い環境になるように、公立幼稚園の良さを維持したまま移行できるように頑張った、と熱くお話しされていたのが印象的でした。

○げっこうはらこども園は、幼稚園からの移行という事で組織としてすっきりしている印象でした。

○給食室が離れていることや幼稚園教育時間帯以外の保育となっている時間帯の移動は設備上仕方ないのでしょうか。できれば施設内に作りたいところです。

○長期休業中の保育内容、途中入園など幼稚園とは違う部分で工夫があると思います。

○園長先生のお話にもあったように、げっこうはらこども園では幼稚園型ということもあり幼稚園とさほど変わらない方法で進められているように感じました。

○施設面でも幼稚園園舎として使用していたところを幼児教育中心の施設とし、

それ以外の保育の部分は小学校の校舎内の教室を使用するなど、既存の施設を活用し長時間保育の子どもたちにとっても生活の切り替えができるのではないかと思います。

○3歳児からということ、預かり保育の人数が少ないことを考えると集団も小さく子どもたちにとっても負担が少なくゆったりと生活できるような印象でした。

◇感想 石浜橋場こども園に関連して

○石浜橋場こども園は、人的配置、保育の流れともに今の制度の中で出来ることを工夫されているようですが、子どもたちの行き来、職員の連携の面から日々苦勞があるだろうと推察します。

○職員の所属についてもそのままという事に驚きましたが、現在の制度中での制約によることなのでしょう。

○幼保連携型は 幼稚園型、保育園型よりも時間をかけて検討が必要であることを実感します。これまでの試行の上に今日の形があるのだと思いました。

○幼保連携型の石浜橋場こども園でのお話を聞き、幼稚園、保育園と一緒に一つのこども園を作っていくためにはそれなりの時間がかかると思われた。

○乳児から進級してくる園児もいるため預かり保育の人数も多くなる。子どもたちの人数を考えると幼児教育の時間に使用する場と預かり保育の時間に使用する場の工夫が難しいと感じた。

○長時間保育の子どもたちにもゆったりと充実した生活が送れる場は必要である。

◇感想 両園に関連して

○げっこうはらこども園（幼稚園型）石浜橋場こども園（幼保連携型）ともにとても工夫されており、かなり討議をし検討を重ねて今に至っている様子がうかがえた。

○幼稚園教諭、保育士と持っている資格により仕事内容が限られているが、新制度に移行すると保育教諭となることで現場の仕事が進めやすくなっていくのではと思われる。

○先生のシフト組みなど、実際に見てみなければ分からないことが視察で知ることができ、とても有意義な視察でした。

○施設運営所管と職員人事所管が分かれ、募集も一本化できないとの話を聞く

と区立幼稚園はまだしも私立幼稚園はその煩雑さにしり込みするのではないか。○げっこうはらこども園は隣接している小学校の校舎に調理場と保育園部分を増設、石浜橋場こども園は隣り合っていた保育園と幼稚園を合体させるなど、幼稚園教育のコアな部分を大事にして、様々な点で工夫されていることが分かった。

○北区でもこのような例を可能な範囲で取り入れられると良いと思う。ただ、私立は国の規定に従い、保育園の園庭は狭く、幼稚園には調理場がない。それらを増設する場所の余裕はあるのか？規定を緩めるなどしないと、移行は難しいのではないか。

○施設の状況にもよるが、子どもたちにとっても、給食の配膳を考えてもできるだけ移動が少ないほうがよいと感じた。同じ建物で調理室も確保できるとよいと思う。

○給食に関しては保育園部分で多く作って搬入か、外部委託すれば給食室を増設できない幼稚園でも移行可能かと思います。

○実際移行するとなると、北区の公立幼稚園の場合、小学校併設・隣接型のたきさん幼稚園、うめのき幼稚園、ふくろ幼稚園この3園は幼稚園型のげっこうはらこども園が参考になると思う。ほりふな幼稚園は小学校より中学校が近く、すぐ目の前があるので、中学との連携も面白いと思います。さくらだ幼稚園とじゅうじょうなかはら幼稚園は、もし移行するとしたら幼保型で、1km以内なら近隣の保育園と連携できるのでそれぞれさくらだ保育園、上十条保育園と繋がることも可能と思います。

○保育園は園庭の広さが問題で移行が難しいかと思いますが、公立・私立幼稚園に関しては段階的に移行が可能だと思います。

○視察していて、公立幼稚園を見たことがないという声が多かったように感じました。私も保育園についてよく知らないので、幼稚園と保育園それぞれ見る機会があれば良かったかなとも思いました。

MEMO

# 北区子ども・子育て支援計画 2015 (素案)

(平成26年8月5日会議案)

文章は現段階でのたたき台です。  
今後、庁内の関係各課と調整のうえ、推敲  
していく予定です。  
加えるべき点、削除すべき点、言い回し等  
で気になる点などなど、ご意見、ご助言い  
ただけるとありがたいです。

北 区  
平成27年●月



## 目次

第1章	計画の策定にあたって	.....
1	計画策定の背景と趣旨	.....
2	計画の位置づけ	.....
3	計画の期間	.....
4	計画の策定方法	.....
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状・課題	.....
1	子ども人口の現状	.....
2	教育・保育施設の現状	.....
3	地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業の現状	.....
4	女性の就労状況	.....
5	北区子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果	.....
6	子ども・子育てを取り巻く課題	.....
第3章	計画の基本的な考え方	.....
1	基本理念	.....
2	基本的な視点と基本方針	.....
3	北区子ども・子育て支援計画 2015 の体系	.....
第4章	次世代育成支援行動計画	.....
1	次世代育成支援行動計画の考え方	.....
2	施策目標	.....
3	次世代育成支援行動計画の体系	.....
4	個別目標別事業	.....
	(1) 家庭の育てる力を支援	.....
	①保育ニーズに対応した支援サービスの強化	.....
	②子育てに関する相談・情報提供の充実	.....
	③親育ちへの支援	.....
	④安心できる妊娠・出産・子育てへの支援	.....
	⑤経済的負担の軽減	.....
	(2) 子育て家庭を支援する地域づくり	.....
	①地域における子育て家庭への支援	.....
	②健やかに育ち、育てる地域活動の促進	.....
	③地域における子育てネットワークの育成・支援	.....
	④地域づくりのための人材育成の推進	.....
	⑤子どもの安全を確保する活動の推進	.....

- (3) 未来を担う人づくり……………
- ①就学前教育の充実……………
- ②教育の場における子育ての支援……………
- ③自己実現の場と体験機会の提供……………
- ④こころとからだの健全な成長への支援……………
- ⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保……………
- (4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援……………
- ①児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援……………
- ②ひとり親家庭への支援……………
- ③障害のある子どもと家庭への支援……………
- ④生活困窮家庭への支援……………
- (5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり……………
- ①仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の普及啓発
- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備……………
- ③男女が共に担う子育ての推進……………

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画……………

- 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方……………
- 2 区域設定……………
- 3 人口推計……………
- 4 子ども・子育て支援事業計画の体系……………
- 5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 第6章 計画の着実な推進に向けて……………

- 1 計画の推進状況の把握……………
- 2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働……………
- 3 国・都への要望……………

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続いており、少子化が急激に進んでいます。平成24年（2012年）の全国の出生数は103.7万人（対前年度比1.3万人減）、合計特殊出生率は1.41となっており微増傾向ではあるものの、なお低い水準にとどまっており、東京都と北区はともに1.09とさらに低い水準となっています。

子どもは社会の希望、未来を作る大きな力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会、子ども自身が自己肯定感をもつとともに、幼児期からの人権教育による「いのちの大切さ」などを身につけ、自ら育つ力を大切にできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

北区においては、平成17年度から、北区次世代育成支援行動計画をもとに、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、取り組みを進めてきました。

しかしながら、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような課題に対応し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援するための新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法を公布しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

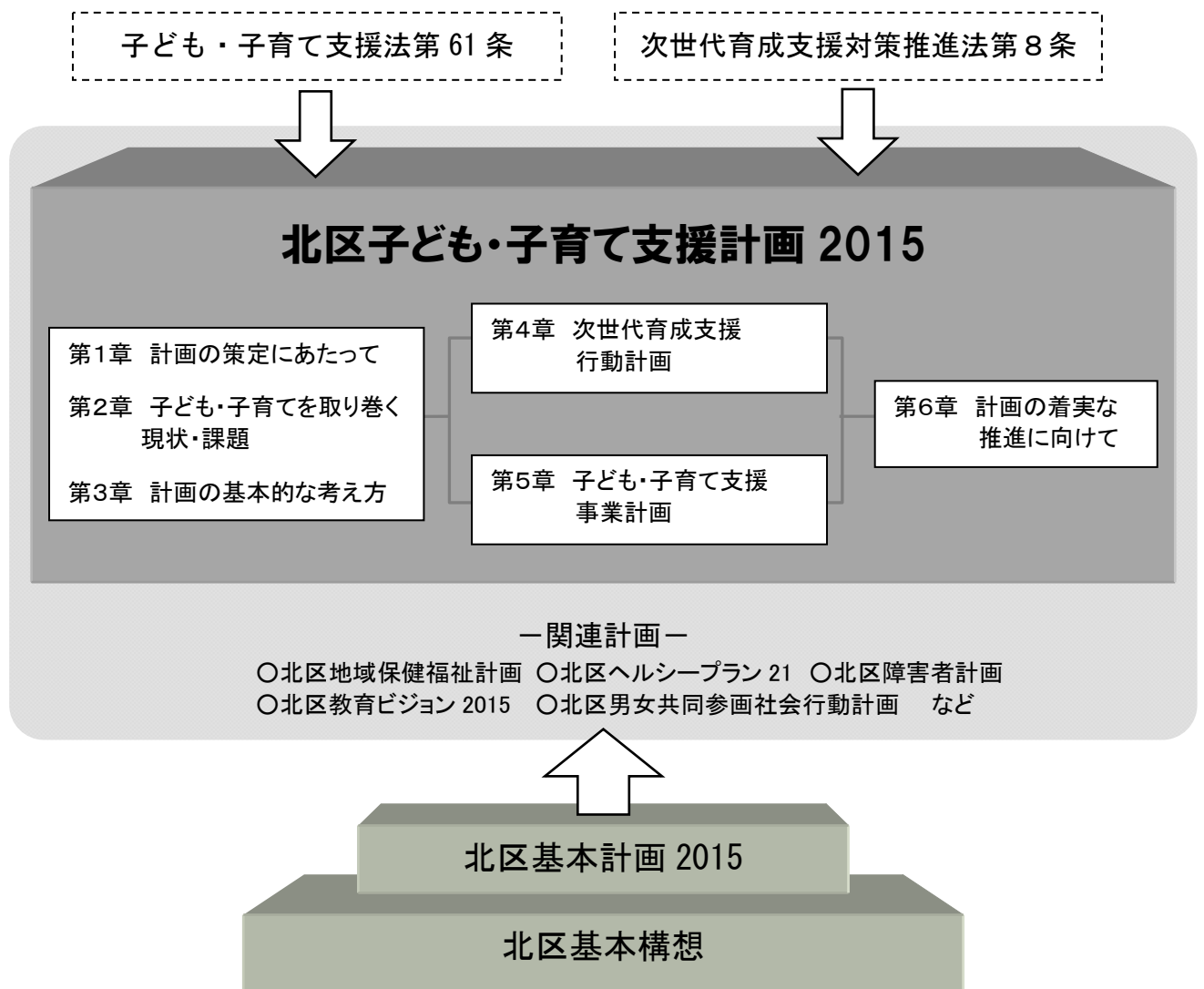
また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、北区では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするため「北区子ども・子育て支援計画2015」（以下、「本計画」という）を策定します。



## 2 計画の位置づけ

- この計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「北区の取り組み」として位置づけます。
- この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画と「子ども・子育て支援法」による子ども・子育て支援事業計画を内包する計画として策定するとともに、北区基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。
- この計画は、地域保健福祉計画、男女共同参画社会行動計画をはじめ、他の計画などとの整合を図るものとします。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



### 3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を計画期間とします。

また、「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

## 4 計画の策定方法

### (1) 区民ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生等に対して、生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前児童（0～5 歳）及び②就学児童（6～11 歳）の保護者、③世帯主と子のみで構成されている世帯、④12～18 歳の区民、⑤小学校 5 年生を対象として、「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を平成 25 年度に実施しました。

### (2) 「北区子ども・子育て会議」の開催

本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等 25 名で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。また、審議内容をより深めるため、「就学前教育・保育部会」と「子育て支援施策部会」の 2 つの部会を設置しました。

「北区子ども・子育て会議」は平成 25 年 7 月に第 1 回を開催し、平成 27 年●月までに計●回開催しました。また、「就学前教育・保育部会」は●回、「子育て支援施策部会」は●回開催し、各委員からは毎回、それぞれの立場、経験などに基づいた多角的な面からの活発な意見をいただきました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題

### 【北区全域図】



A	浮間地区	浮間1～5丁目
B	赤羽西地区	赤羽北1～3丁目・桐ヶ丘1～2丁目・赤羽台1～4丁目・赤羽西1～6丁目・西が丘1～3丁目・上十条5丁目・十条仲原3～4丁目・中十条4丁目
C	赤羽東地区	赤羽1～3丁目・岩淵町・志茂1～5丁目・赤羽南1～2丁目・神谷2～3丁目・東十条5～6丁目
D	王子西地区	上十条1～4丁目・十条仲原1～2丁目・中十条1～3丁目・岸町1～2丁目・十条台1～2丁目・王子本町1～3丁目・滝野川4丁目
E	王子東地区	東十条1～4丁目・神谷1丁目・王子1～6丁目・豊島1～8丁目
F	滝野川西地区	滝野川1～3丁目・滝野川5～7丁目・西ヶ原1～4丁目・上中里1丁目・中里1～3丁目・田端1～6丁目
G	滝野川東地区	堀船1～4丁目・栄町・上中里2～3丁目・昭和町1～3丁目・東田端1～2丁目・田端新町1～3丁目

# 1 子ども人口の現状

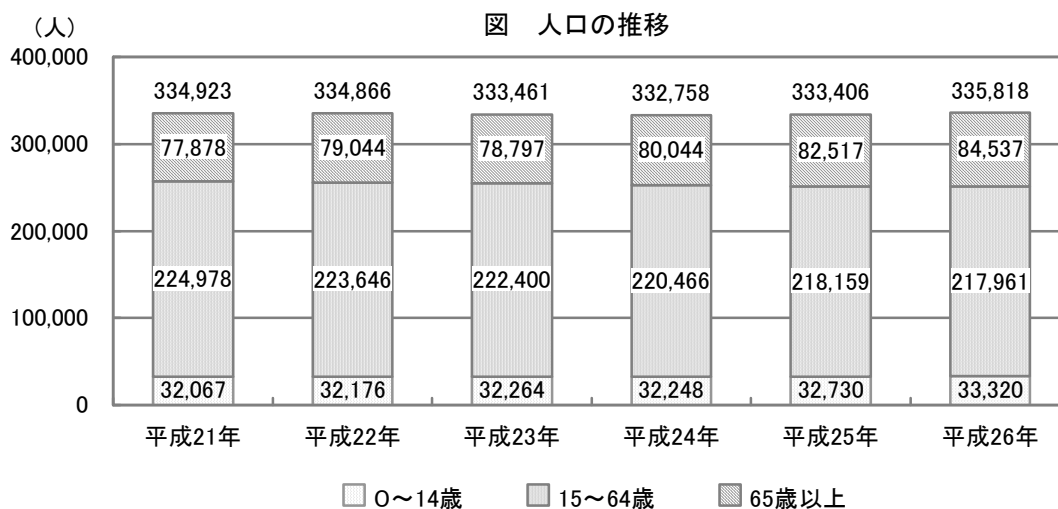
## (1) 人口の現状

- 北区における人口の推移から、総人口数に対して年少人口（0～14歳）は年々増加している傾向がみられます。地区別では、浮間地区の年少人口（0～14歳）割合が、他の地区に比べて高くなっています。
- 年齢別児童数では、0～5歳人口の増加傾向が顕著となっています。
- 北区の合計特殊出生率は、微増傾向にあるものの、国、都の率を下回っています。
- 社会動態（転出入に伴う人口の動き）は、平成20年、24年において、転入数が転出数を大きく上回っています。

### ア 北区における人口の推移

北区の総人口は、平成24年度までは減少が続いていたものの、平成25年度から増加に転じており、平成26年度では、335,818人となっています。

0～14歳人口及び65歳以上人口は平成21年以降増加の傾向にありますが、一方で15～64歳人口は減少が続いています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録数(各年4月1日現在)  
 ※平成21～24年は住民基本台帳人口に外国人登録人数を足した数。

表 3区分年齢別の地区別人口・割合（平成26年4月1日現在）

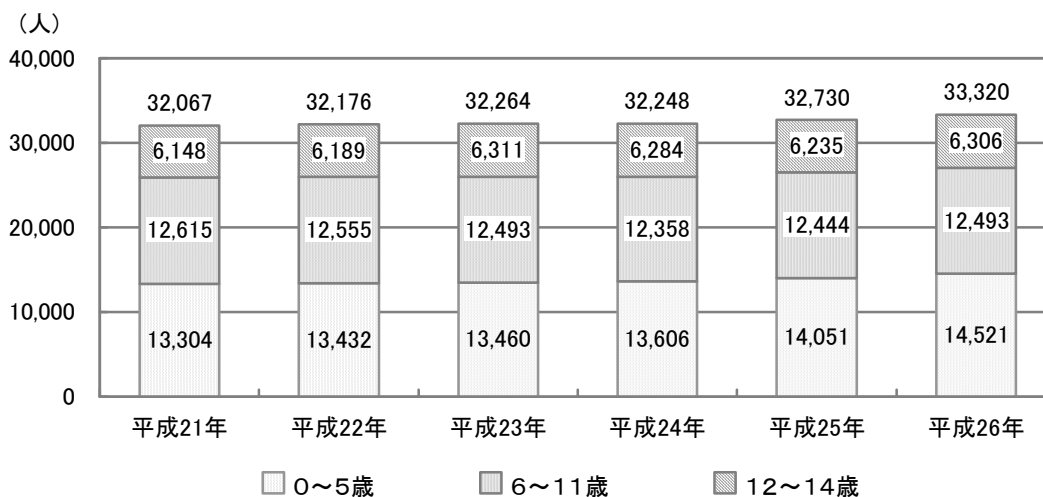
	浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東
0～14歳	3,294 (14.5%)	6,594 (10.6%)	4,838 (9.3%)	2,608 (8.3%)	6,694 (10.1%)	6,712 (9.5%)	2,580 (8.6%)
15～64歳	14,959 (65.6%)	37,186 (60.0%)	34,717 (66.8%)	20,578 (65.1%)	43,480 (65.2%)	47,400 (66.8%)	19,641 (65.7%)
65歳以上	4,539 (19.9%)	18,189 (29.4%)	12,412 (23.9%)	8,422 (26.6%)	16,489 (24.7%)	16,819 (23.7%)	7,667 (25.7%)
合計	22,792	61,969	51,967	31,608	66,663	70,931	29,888

資料：住民基本台帳

## イ 北区における年齢別児童数の推移

0～14歳の児童数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成26年では33,320人となっています。特に0～5歳児の人口が著しく増加しており、平成26年では、平成21年比べて1,217人増加しています。

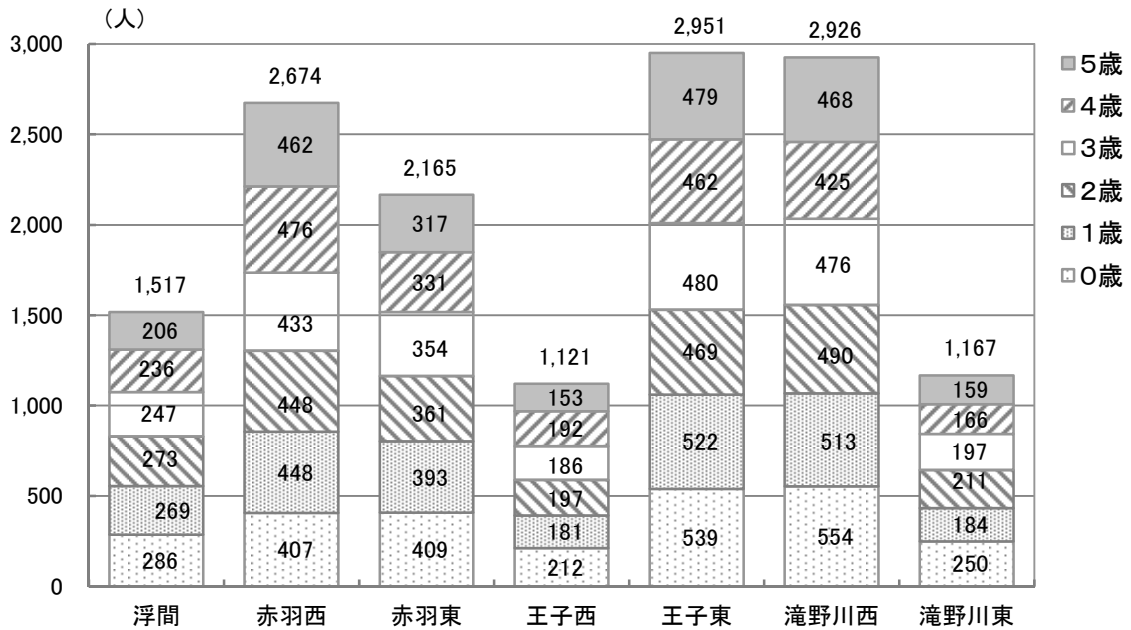
図 年齢別児童数の推移



	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	21→26年 の差
0 歳	2,377 (17.9%)	2,424 (18.0%)	2,413 (17.9%)	2,351 (17.3%)	2,468 (17.6%)	2,657 (18.3%)	280
1 歳	2,280 (17.1%)	2,349 (17.5%)	2,382 (17.7%)	2,409 (17.7%)	2,462 (17.5%)	2,510 (17.3%)	230
2 歳	2,261 (17.0%)	2,223 (16.6%)	2,263 (16.8%)	2,309 (17.0%)	2,412 (17.2%)	2,449 (16.9%)	188
3 歳	2,076 (15.6%)	2,247 (16.7%)	2,170 (16.1%)	2,238 (16.4%)	2,307 (16.4%)	2,373 (16.3%)	297
4 歳	2,118 (15.9%)	2,073 (15.5%)	2,188 (16.3%)	2,146 (15.8%)	2,245 (16.0%)	2,288 (15.8%)	170
5 歳	2,192 (16.5%)	2,116 (15.8%)	2,044 (15.2%)	2,153 (15.8%)	2,157 (15.4%)	2,244 (15.5%)	52
0～5 歳	13,304 (41.5%)	12,432 (41.7%)	13,460 (41.7%)	13,606 (42.2%)	14,051 (42.9%)	14,521 (43.6%)	1,217
6～11 歳	12,615 (39.3%)	12,555 (39.0%)	12,493 (38.7%)	12,358 (38.3%)	12,444 (38.0%)	12,493 (37.5%)	▲122
12～14 歳	6,148 (19.2%)	6,189 (19.2%)	6,311 (19.6%)	6,284 (19.5%)	6,235 (19.0%)	6,306 (18.9%)	158

資料：住民基本台帳及び外国人登録数(各年4月1日現在)  
※平成21～24年は住民基本台帳人口に外国人登録人数を足した数。

図 地区別の年齢別就学前児童数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

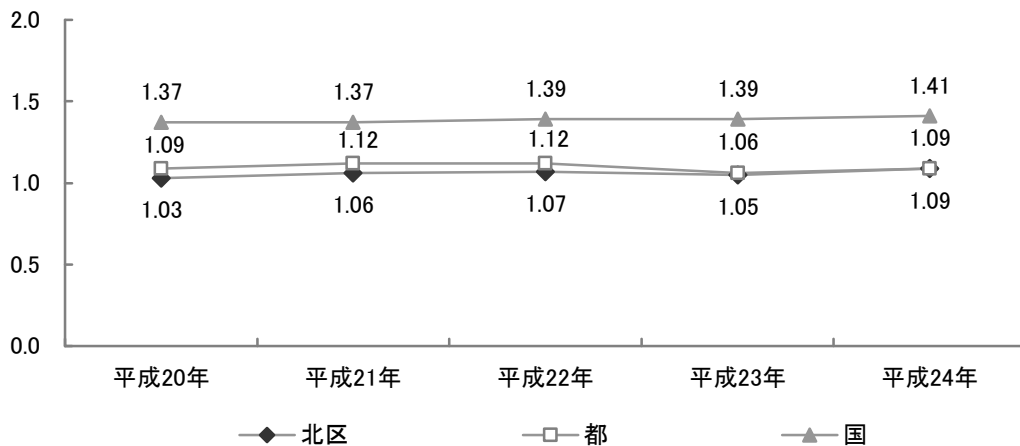


資料：住民基本台帳

ウ 北区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

北区の合計特殊出生率は、国に比べ低く、平成 24 年では 0.32 低くなっています。また都と比べると、平成 23 年までは低くなっていたものの、平成 24 年では都と同じ 1.09 となっています。

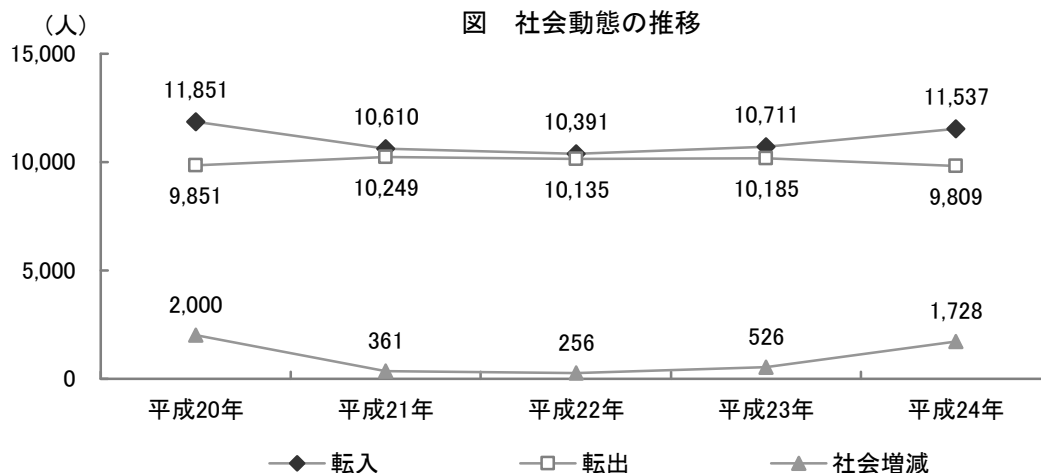
図 合計特殊出生率の推移・比較



資料：厚生労働省「人口動態統計」東京都「人口動態統計」

## エ 北区における社会動態

北区における社会動態は、平成24年まで、転入人数が転出人数を上回っており、平成24年では1,728人の増となっています。



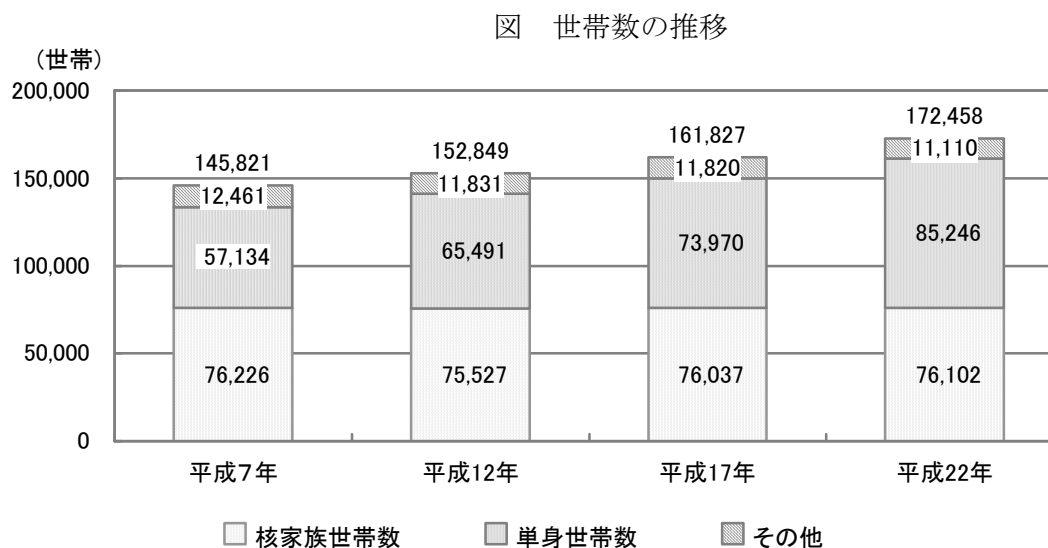
資料：東京都「東京福祉保健局年報」

## (2) 世帯の現状

- 単身世帯数の増加により、総世帯数は年々増加しています。
- 18歳未満の子どもがいる世帯は減少していますが、そのうちの6歳未満の年少の子どもがいる世帯は微増の傾向にあります。

## ア 北区における世帯数の推移

世帯数は年々増加しており、核家族世帯数も年々増加しています。

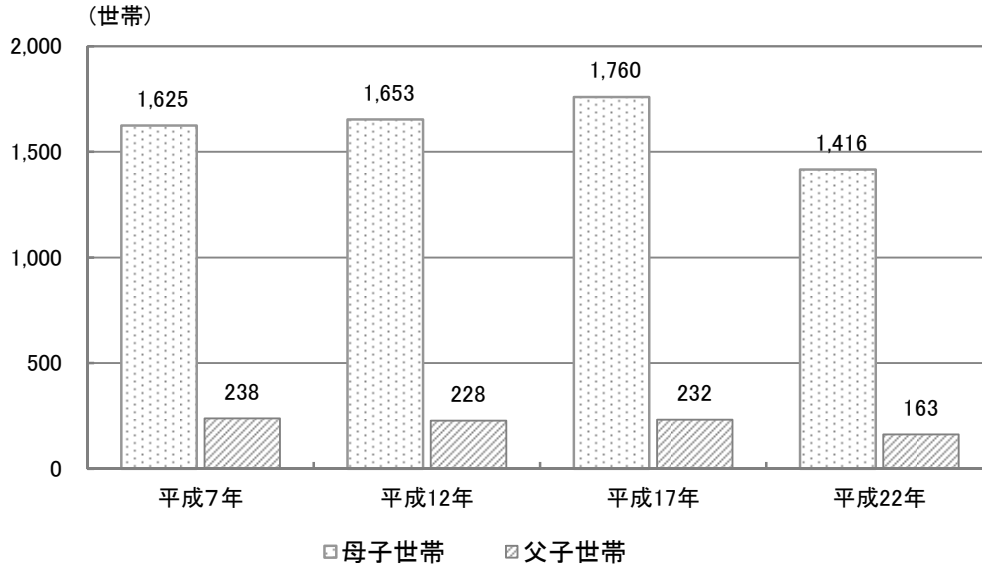


資料：国勢調査

## イ 北区における母子世帯・父子世帯数の推移

母子世帯・父子世帯数は、平成22年で減少しており、母子世帯は1,416世帯、父子世帯は163世帯となっています。

図 母子世帯・父子世帯数の推移



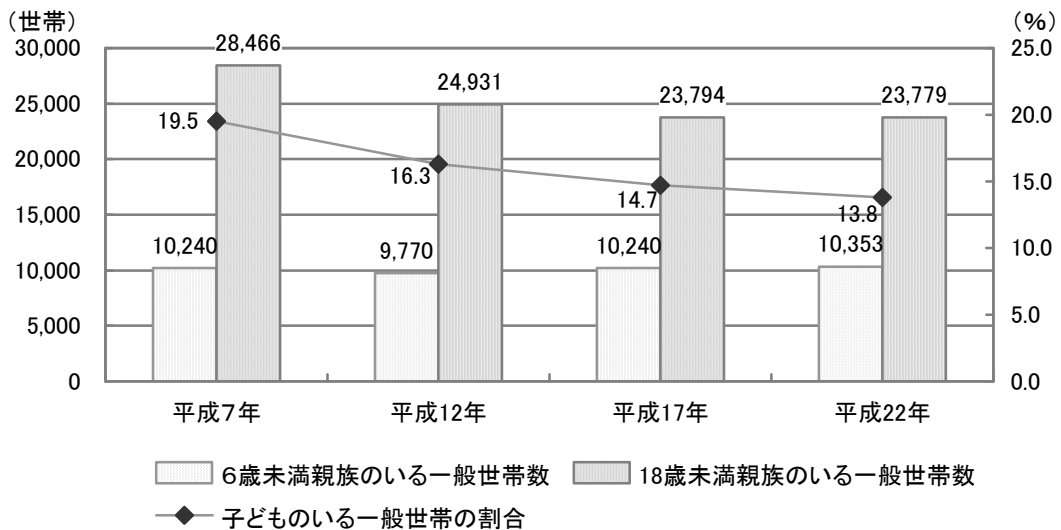
資料:国勢調査

※注) 母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

## ウ 子どものいる一般世帯数の推移

子どものいる一般世帯の割合は年々減少しており、平成22年では13.8%となっています。

図 子どものいる一般世帯数の推移



資料:国勢調査



## 2 教育・保育施設の現状

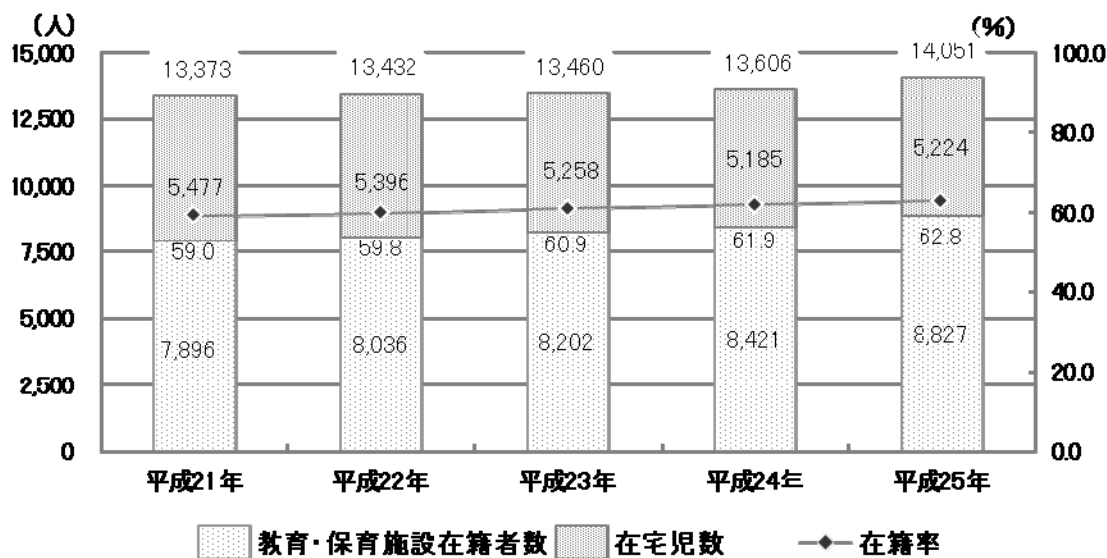
### (1) 教育・保育施設の利用の現状

- 就学前児童数と教育・保育施設の利用者数の推移は、年々増加している傾向がみられます。
- 公立保育園及び私立保育園在籍者数の推移は、すべての年齢で年々増加している傾向がみられます。
- 待機児童数の推移は、平成24年では33名と減少したものの、平成25年に再び125名と増加に転じ、さらに平成26年では69名と減少しました。
- 区立、私立幼稚園在籍者数の推移は、大きな増減はみられません。

#### ア 北区民の教育・保育施設在籍者数と在宅児数

教育・保育施設在籍者数は年々増加しており、在籍率も増加しています。在籍率は、平成25年は平成21年に比べ62.8%と3.8ポイント増加しています。

図 教育・保育施設在籍者数と在宅児数の推移



資料: 庁内資料

※教育・保育施設は、区立幼稚園、私立幼稚園、外国人学校、公立保育園、私立保育園、認証保育所、保育室、家庭福祉員とする。

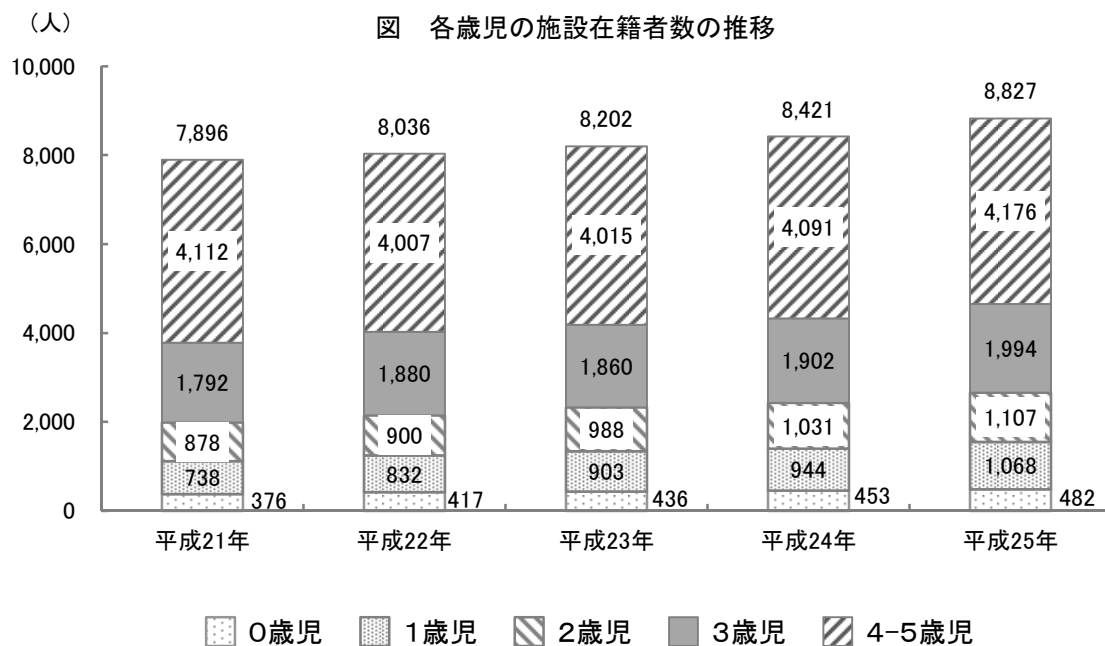
※北区外施設利用者を含む。

※総数は各年4月1日住民基本台帳人口及び外国人登録人数。

※保育園は4月1日現在数、幼稚園は5月1日現在数。

## イ 北区民の各歳児の施設在籍者数

年齢別に施設在籍者数をみると、すべての年齢で増加傾向となっています。



資料：庁内資料

※教育・保育施設は、区立幼稚園、私立幼稚園、外国人学校、公立保育園、私立保育園、認証保育所、保育室、家庭福祉員とする。

※北区外施設利用者を含む。

※総数は各年4月1日住民基本台帳人口及び外国人登録人数。

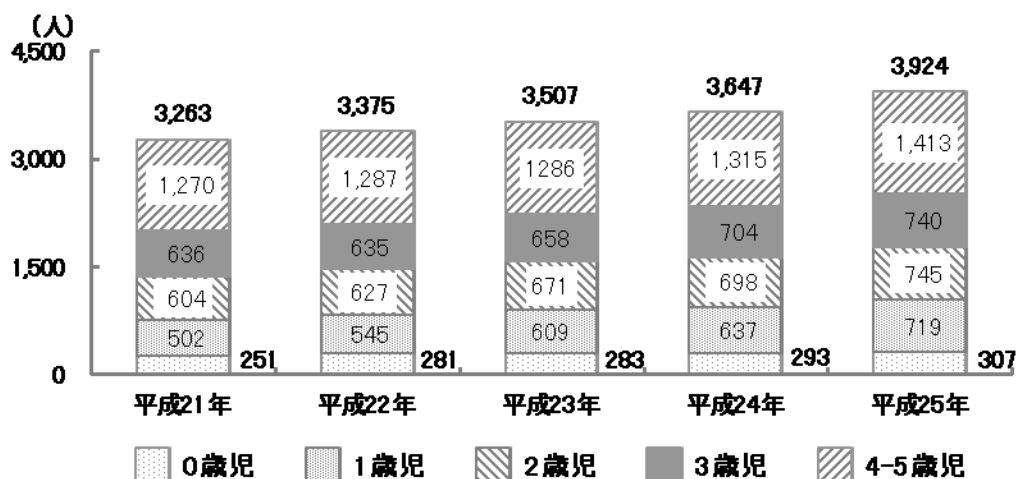
※保育園は4月1日現在数、幼稚園は5月1日現在数。

## (2) 認可保育園の現状

### ア 北区民の各歳児別保育園在籍者数

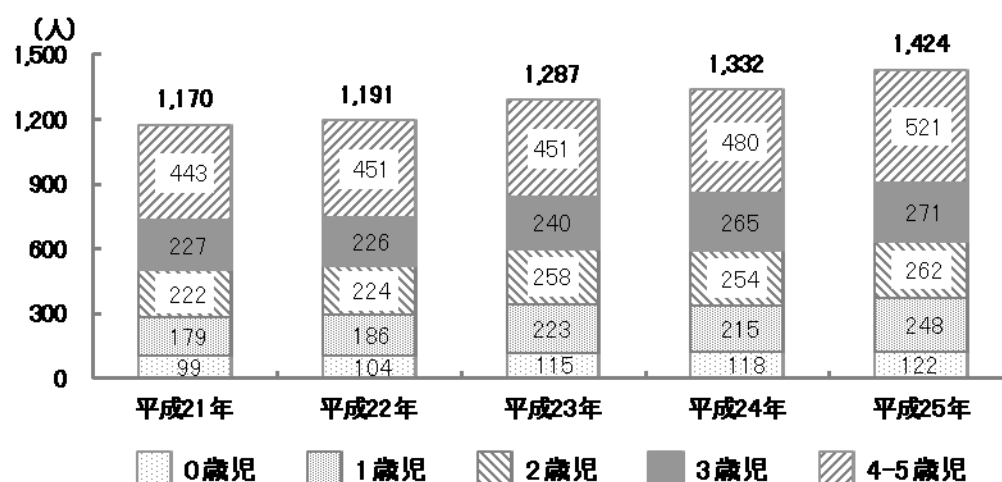
年齢別の公立・私立ともに保育園在籍者数は、年々増加しており、特に1歳、2歳の在籍者数が多くなっています。

図 各歳児の公立保育園在籍者数の推移



資料：保育課集計(各年4月1日現在)  
※北区外施設利用者を含む

図 各歳児の私立保育園在籍者数の推移



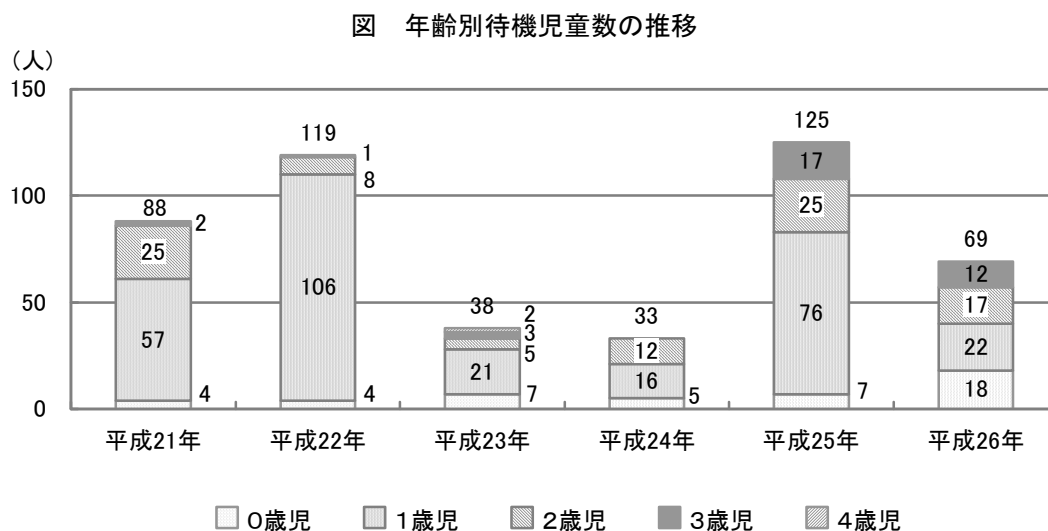
資料：保育課集計(各年4月1日現在)  
※北区外施設利用者を含む

## イ 北区民の待機児童数の推移

待機児童数の推移をみると、平成26年では69人と、平成25年に比べて少なくなりましたが、0歳児の待機児童数は増加しました。

地区別の待機児童数をみると、平成26年では浮間地区で24人と最も多くなっています。

### ①年齢別待機児童数の推移



資料：保育課集計（各年4月1日現在）

### ②地区別待機児童数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
浮間	7	20	8	0	18	24
赤羽西	3	21	2	4	25	16
赤羽東	11	23	4	8	22	11
王子西	6	9	7	7	14	1
王子東	24	19	6	2	17	3
滝野川西	20	24	6	10	21	4
滝野川東	17	3	5	2	8	10
計	88	119	38	33	125	69

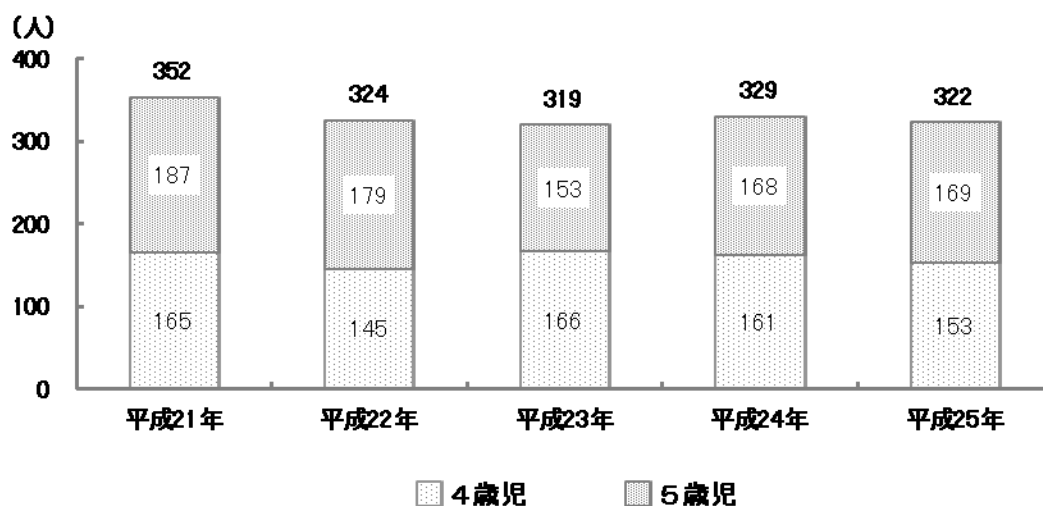
資料：保育課集計（各年4月1日現在）

### (3) 幼稚園の現状

#### ア 北区民の幼稚園在籍者数

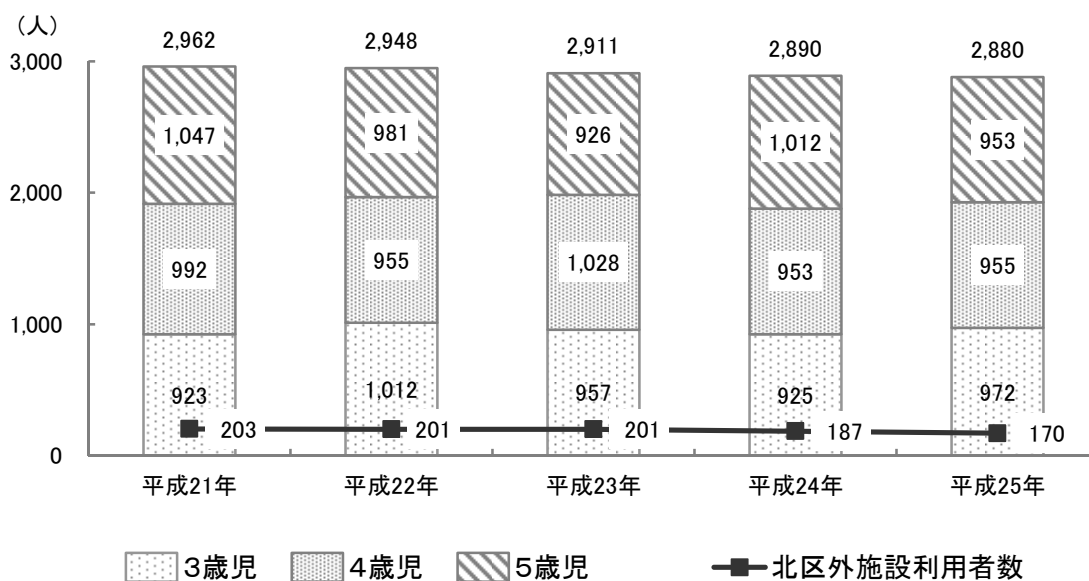
区立・私立幼稚園ともに、平成21年に比べ、平成25年では減少しており、区立幼稚園では322人、北区民の私立幼稚園の在籍者数は2,880人となっています。

図 各歳児の区立幼稚園在籍者数の推移



資料：学校支援課集計（各年5月1日現在）

図 各歳児の私立幼稚園在籍者数の推移



資料：子育て支援課集計（各年5月1日現在）  
※北区外施設利用者を含む。

### 3 地域の実情に応じた地域子育て支援事業の利用状況

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

子ども家庭センターや児童館において、講座の開催などを通して子育ての情報を提供、相談や助言、援助を行います。また、親子で過ごす場を提供をするとともに、親同士の交流、仲間づくりをサポートし、安心して子育てができる地域づくりを推進しています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人回/年)		166,001	168,744	178,581	174,373

#### (2) 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子手帳の交付を受けた方などを対象として、妊婦健康診査にかかる費用の助成を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
受診回数(回)	28,677	29,746	29,599	30,500	32,877

#### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児を対象に、助産師、保健師等が家庭訪問をして子育て等の助言や相談を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問人数(人)	1,673	1,936	2,080	2,201	2,242

#### (4) 養育支援訪問事業(子ども家庭支援センター実施分)

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導を行います。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問家庭数(人)	59	101	120	166	167

## (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人日/年)	25	108	55	60	45

## (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）

育児の援助を受けたい人と協力したい人が会員となって、一時的に有償で子どもを預かります。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数 低学年(人日/年)	2,218	2,135	2,758	3,146	3,332
利用者数 高学年(人日/年)	623	582	491	284	673
利用者数 未就学児(人日/年)	8,520	9,070	9,603	10,178	10,261

## (7) 一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育園や幼稚園で子どもを預かっています。

### ①幼稚園の預かり保育

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人日/年)			83,267	97,528	103,683

### ②一時預かり保育、緊急保育、ファミリー・サポート・センター（就学前）、トワイライトステイ

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人日/年)		4,717	5,540	5,564	3,408

## (8) 延長保育事業

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人)	404	420	490	473	520

## (9) 病児病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かっています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人日/年)			179	131	219

## (10) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

保護者等の就労のため、放課後、家庭での保護を受けることのできない小学生児童に対し、児童館や学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
赤羽地区 利用者数(人)	864	813	874	948	961
王子地区 利用者数(人)	675	658	622	609	631
滝野川地区 利用者数(人)	507	532	542	543	508

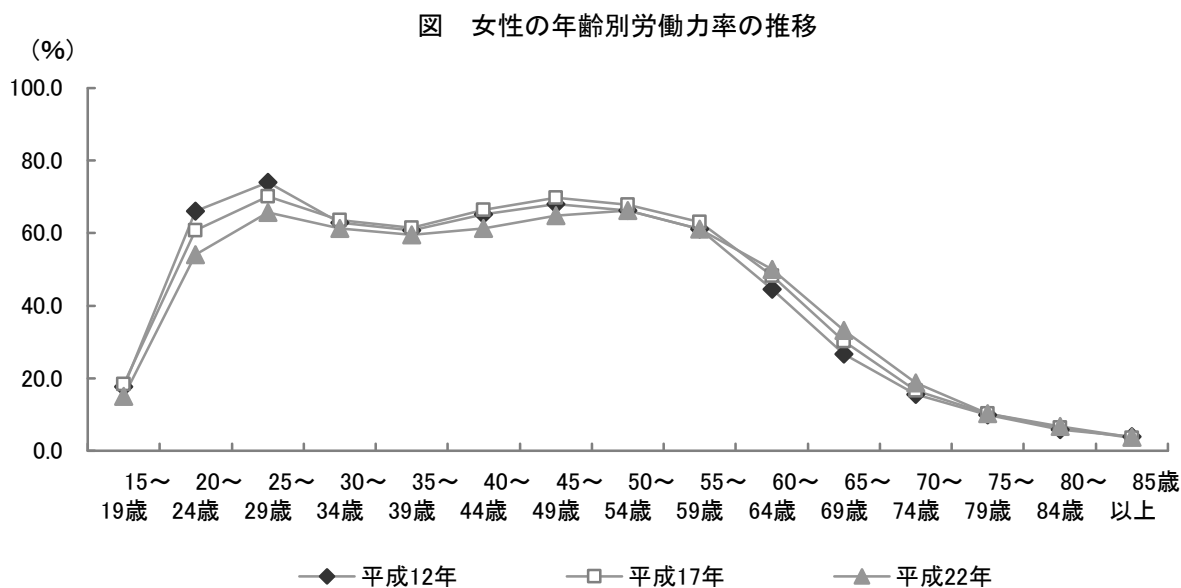


## 4 女性の就労状況

○女性の年齢別労働力率は、25～29歳で高くなった後、30～39歳の結婚・出産・育児にあたる年齢で一旦低下する傾向が見られます。その後、若干の上昇があり、年々緩やかに低下していきます。

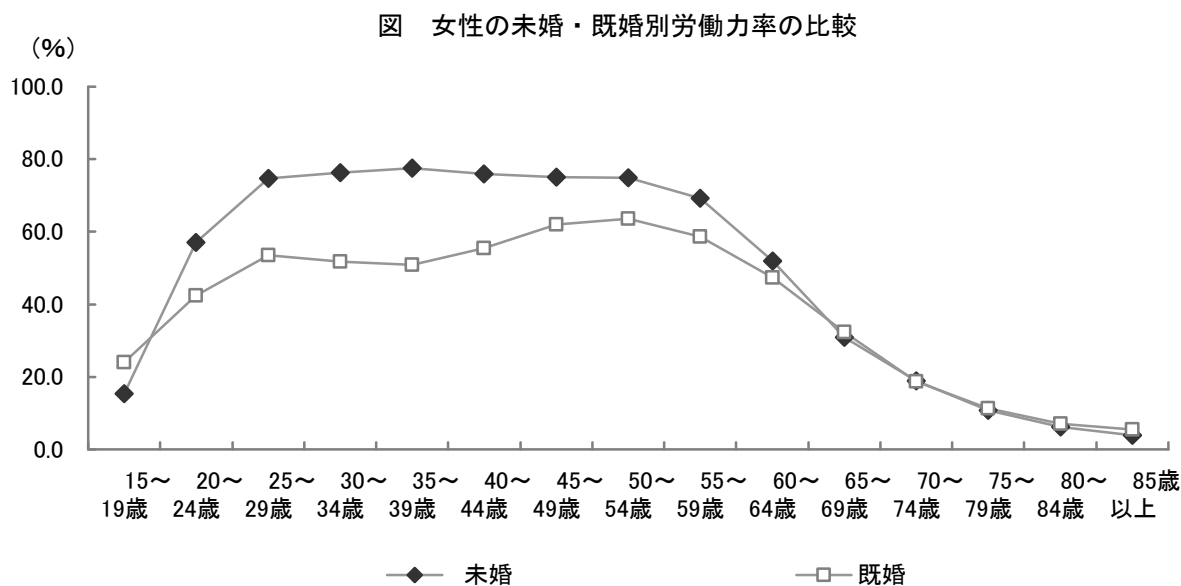
○女性の未婚・既婚別労働力率の比較は、25歳から44歳で大きく違いがみられ、20ポイント以上の差が開いています。

### ア 北区における女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

### イ 北区における女性の未婚・既婚別労働力率



資料：国勢調査

## 5 北区子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果

### (1) 調査の目的

現在の我が国における急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していくため、区市町村は地域の実情に応じて子育て支援が適切に提供されるよう、子ども・子育て支援事業計画を策定することとなりました。

この調査は、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生等に対して、生活実態や要望・意見などを把握し、平成27年度から平成31年度までの5年を一期とする「北区子ども・子育て支援計画2015」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

### (2) 調査対象

- ①就学前の子どもの保護者：3,700名
- ②小学1年生から6年生までの子どもの保護者：1,500名
- ③世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者：300名
- ④12歳～18歳の区民：1,000名
- ⑤小学校5年生の児童：980名（平成25年11月1日時点の調査対象区立小学校12校の児童数）

### (3) 抽出方法

- ①～④：住民基本台帳から無作為抽出
- ⑤：区立小学校12校（西浮間、桐ヶ丘郷、赤羽、梅木、神谷、王子第五、王子、滝野川第二、王子第一、滝野川、滝野川第五、滝野川第四）の5年生全員

### (4) 調査期間

- 調査票発送日
  - ①～④：平成25年10月31日
  - ⑤：平成25年11月15日
- 書面上の提出締切日
  - ①～④：平成25年11月21日
  - ⑤：平成25年12月3日

### (5) 調査方法

- ①～④：郵送回収にて調査を実施（礼状形式の督促1回実施）
- ⑤：学校を通じ、配布回収にて調査を実施

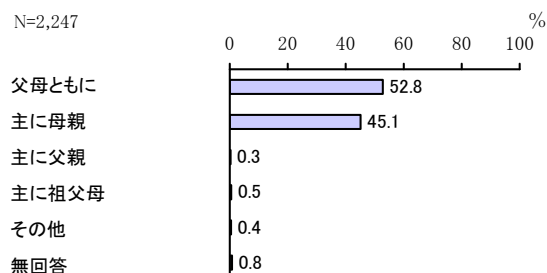
### (6) 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前の子どもの保護者	3,700件	2,247件	60.7%
②小学1年生から6年生までの子どもの保護者	1,500件	934件	62.3%
③世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者	300件	139件	46.3%
④12歳～18歳の区民	1,000件	482件	48.2%
⑤小学校5年生の児童	980件	933件	95.2%

## (7) 主な調査結果

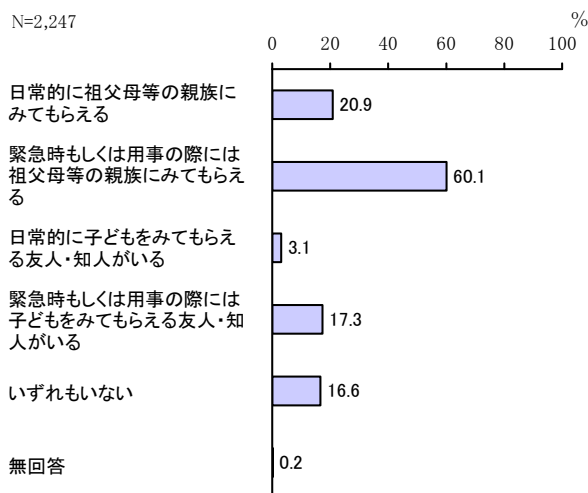
### ■子育て（家庭での教育を含む）を主に行っている人について（就学前の子どもの保護者）

「父母ともに」の割合が52.8%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が45.1%となっています。



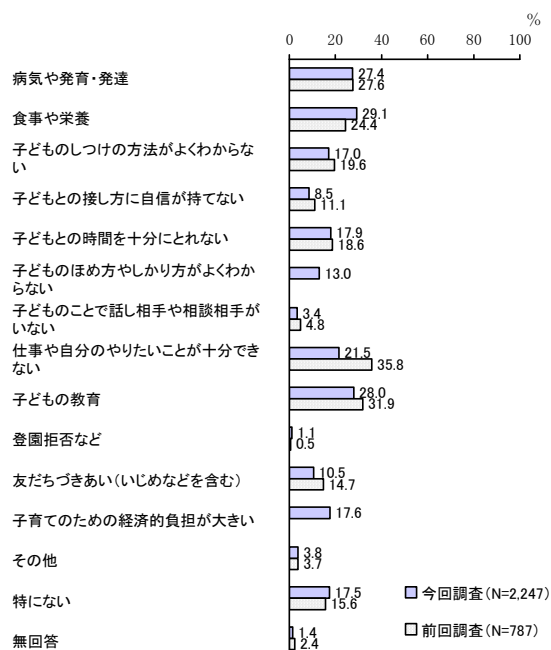
### ■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について（就学前の子どもの保護者）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が20.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が17.3%となっています。



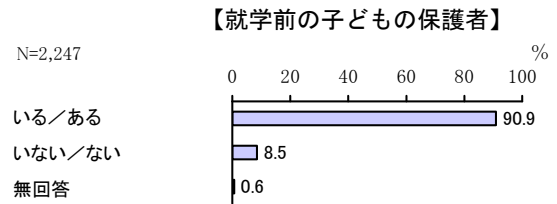
### ■子育てに関して悩んでいること、気になることについて（就学前の子どもの保護者）

「食事や栄養」の割合が29.1%と最も高く、次いで「子どもの教育」の割合が28.0%、「病気や発育・発達」の割合が27.4%となっています。

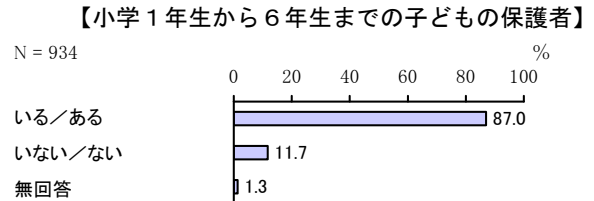


■子育て（家庭での教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無について（就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者）

就学前の子どもの保護者で、「いる／ある」の割合が90.9%、「いない／ない」の割合が8.5%となっています。

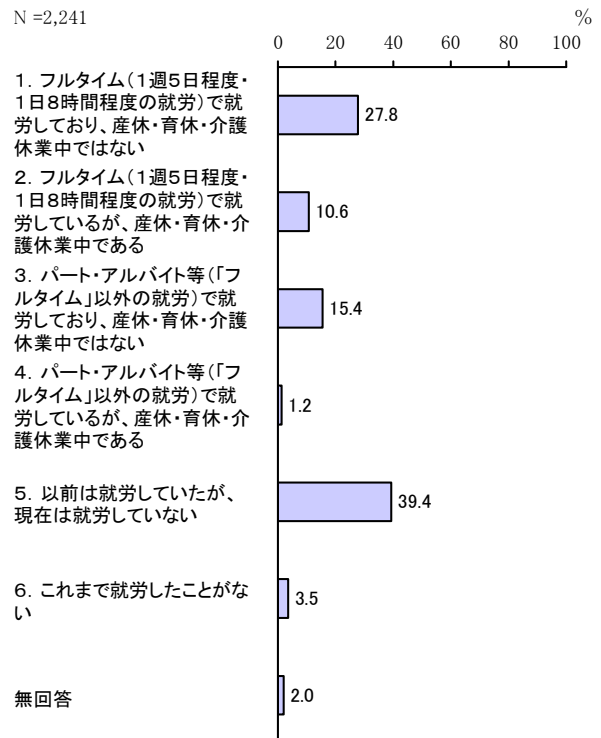


小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「いる／ある」の割合が87.0%、「いない／ない」の割合が11.7%となっています。



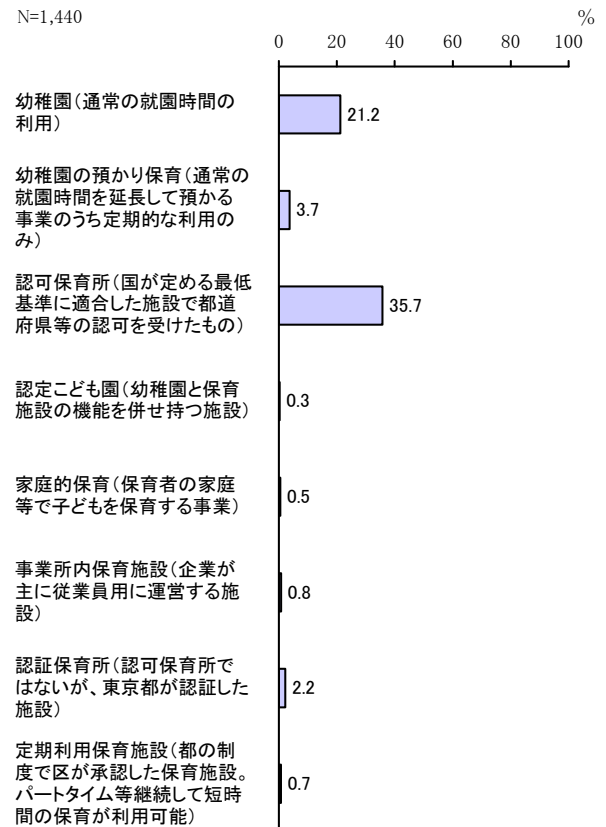
■母親の現在の就労状況について（就学前の子どもの保護者）

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が39.4%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.8%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が15.4%となっています。



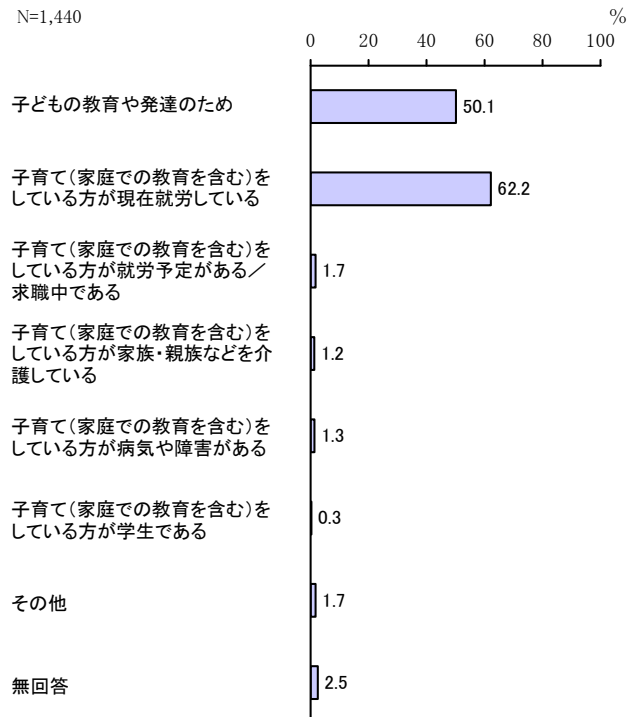
## ■平日利用している主な教育・保育の事業について（就学前の子どもの保護者）

「認可保育所」の割合が35.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が21.2%となっています。



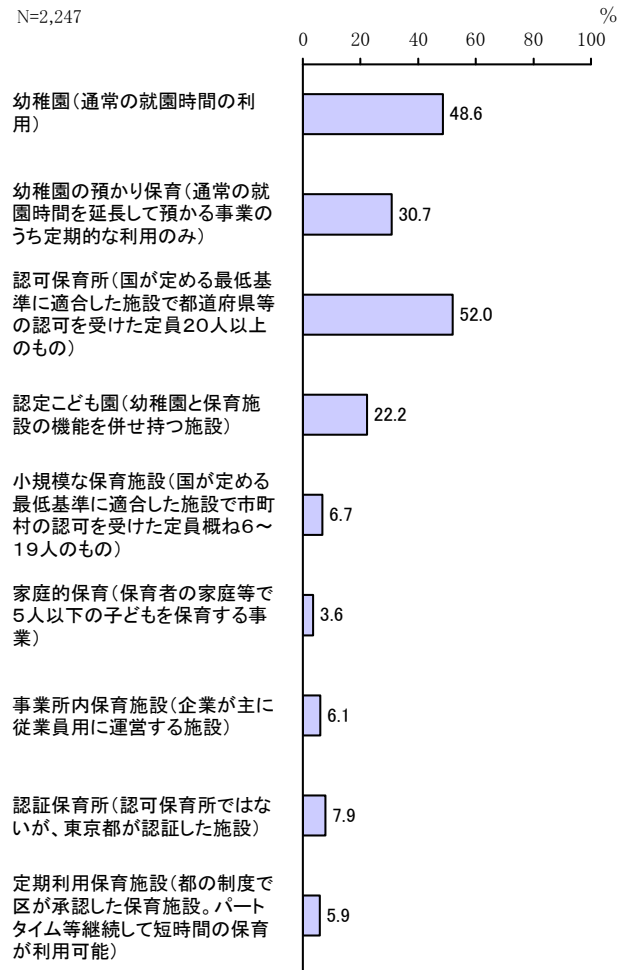
## ■平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由について（就学前の子どもの保護者）

「子育て（家庭での教育を含む）をしている方が現在就労している」の割合が62.2%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」の割合が50.1%となっています。



## ■今後「定期的に」利用したい平日の教育・保育の事業について（就学前の子どもの保護者）

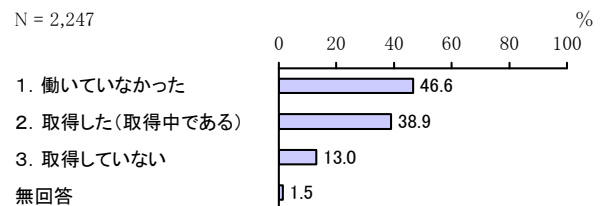
「認可保育所」の割合が52.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が48.6%、「幼稚園の預かり保育」の割合が30.7%となっています。



## ■子どもが生まれたの育児休業の取得について（就学前の子どもの保護者）

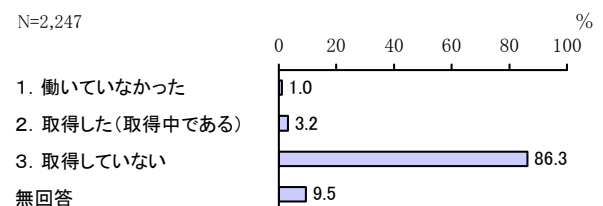
### (1) 母親

「働いていなかった」の割合が46.6%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が38.9%、「取得していない」の割合が13.0%となっています。



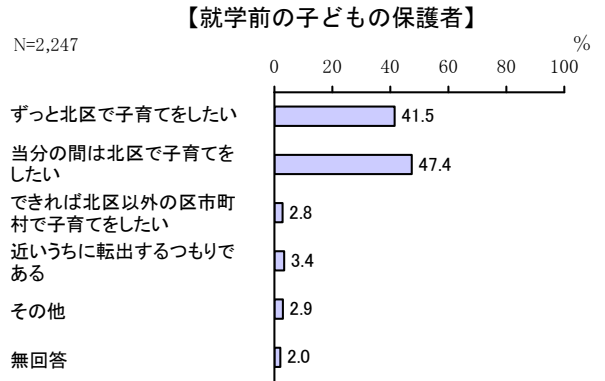
### (2) 父親

「取得していない」の割合が86.3%と最も高くなっています。

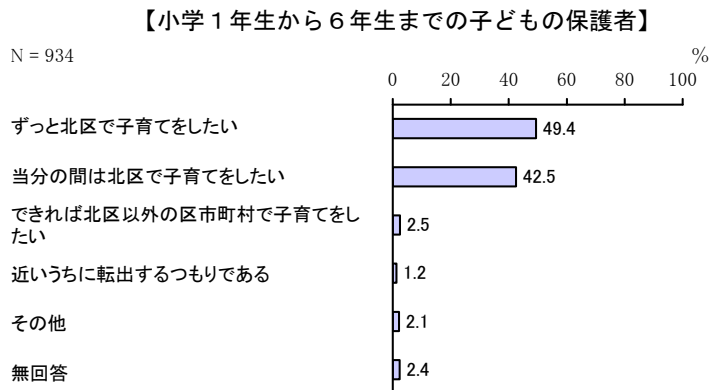


■今後も、北区で子育てをしたいと思うかについて（就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者）

就学前の子どもの保護者で、「当分の間は北区で子育てをしたい」の割合が47.4%と最も高く、次いで「ずっと北区で子育てをしたい」の割合が41.5%となっています。

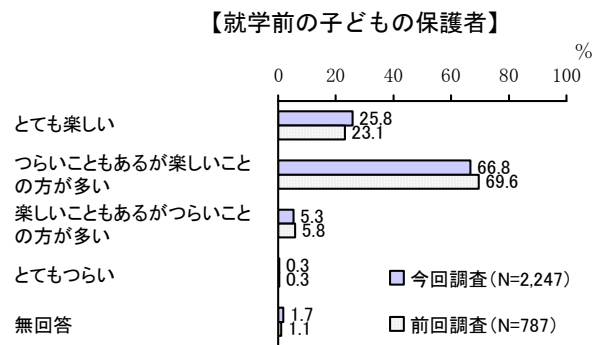


小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「ずっと北区で子育てをしたい」の割合が49.4%と最も高く、次いで「当分の間は北区で子育てをしたい」の割合が42.5%となっています。

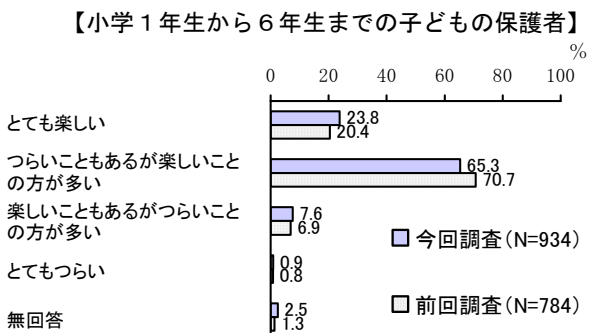


■子育てが楽しいかについて（就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者）

就学前の子どもの保護者で、「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」の割合が66.8%と最も高く、次いで「とても楽しい」の割合が25.8%となっています。



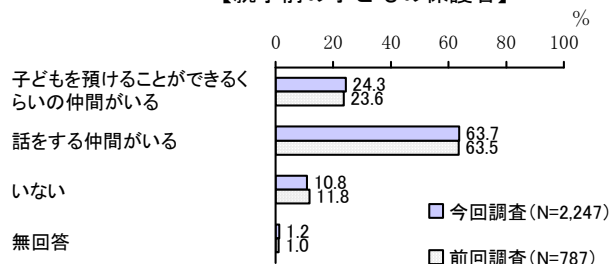
小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」の割合が65.3%と最も高く、次いで「とても楽しい」の割合が23.8%となっています。



■ 子育ての仲間の有無について（就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者）

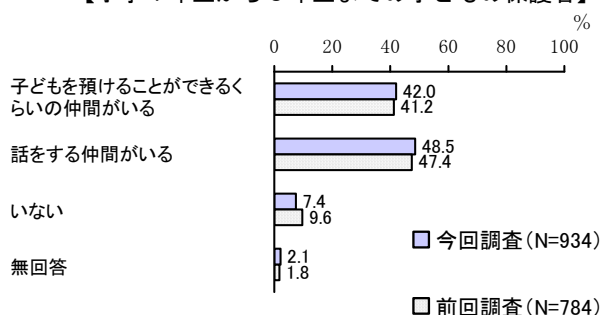
就学前の子どもの保護者で、「話をする仲間がいる」の割合が63.7%と最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」の割合が24.3%、「いない」の割合が10.8%となっています。

【就学前の子どもの保護者】



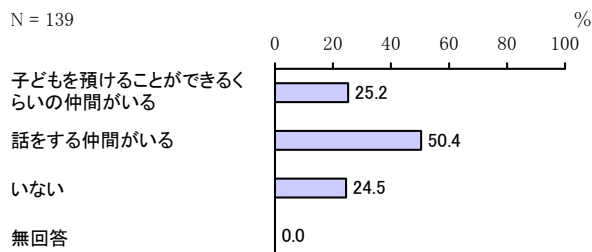
小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「話をする仲間がいる」の割合が48.5%と最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」の割合が42.0%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】



世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者で、「話をする仲間がいる」の割合が50.4%と最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」の割合が25.2%、「いない」の割合が24.5%となっています。

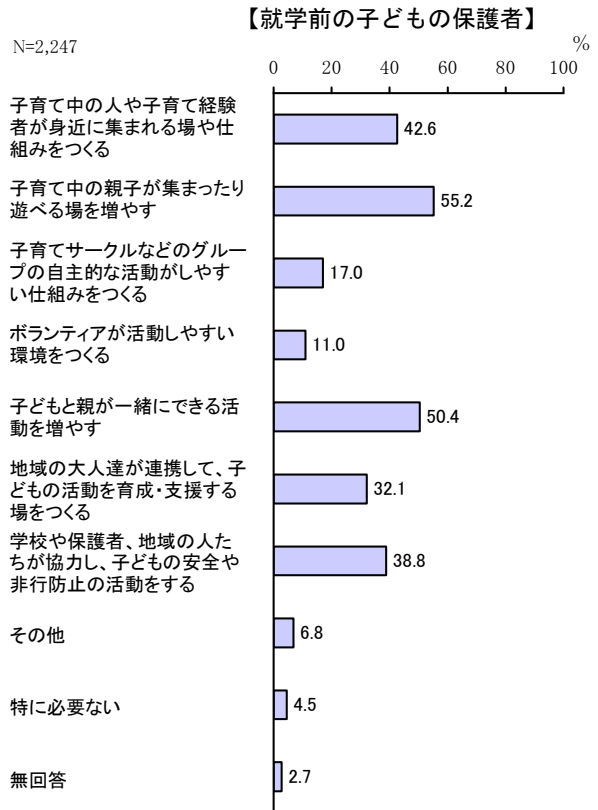
【世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者】



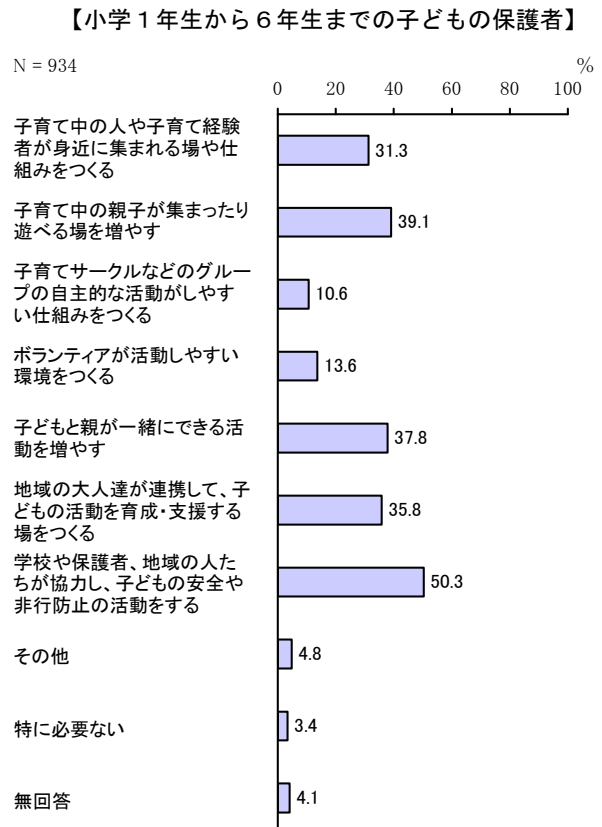


■安心して子育てをするために地域で必要なことについて（就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者）

「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」の割合が55.2%と最も高く、次いで「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」の割合が50.4%、「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる」の割合が42.6%となっています。

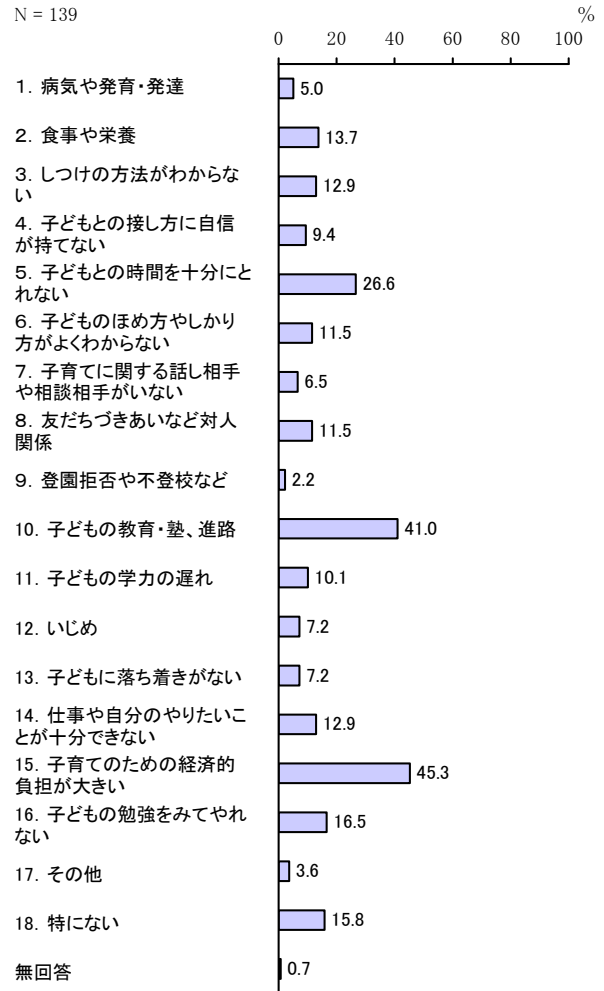


「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」の割合が50.3%と最も高く、次いで「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」の割合が39.1%、「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」の割合が37.8%となっています。



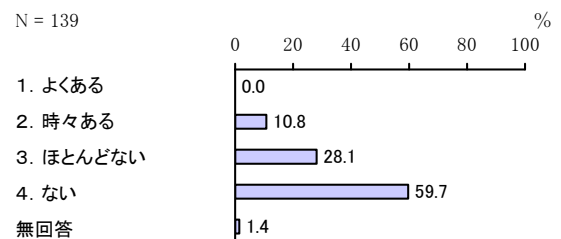
■子育てに関して悩んでいることについて(世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者)

「子育てのための経済的負担が大きい」の割合が45.3%と最も高く、次いで「子どもの教育・塾、進路」の割合が41.0%、「子どもとの時間を十分にとれない」の割合が26.6%となっています。



■子どもの虐待の有無について(世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者)

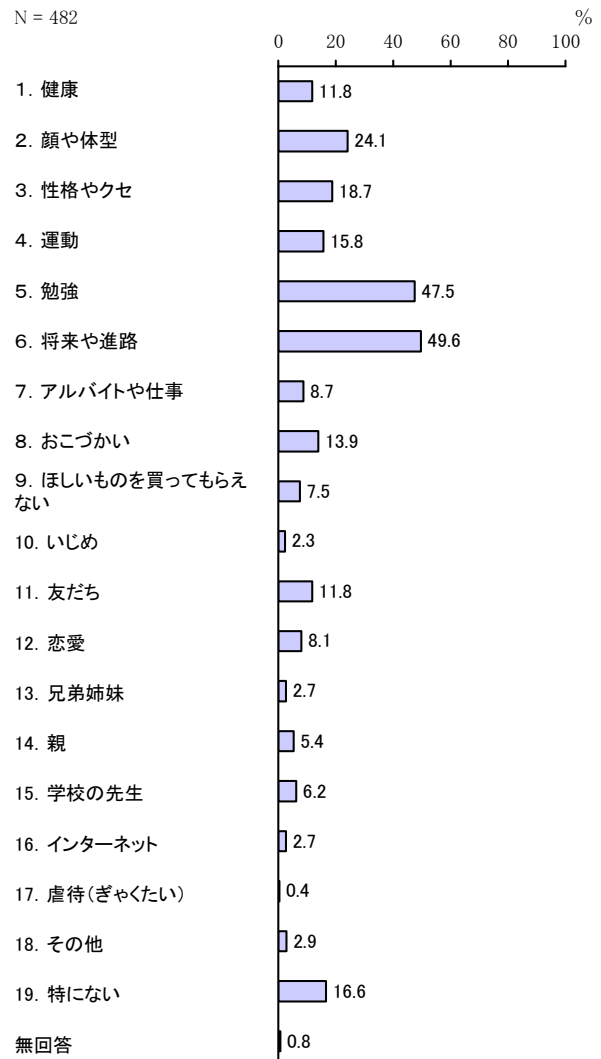
「ない」の割合が59.7%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が28.1%、「時々ある」の割合が10.8%となっています。



## ■悩んでいることについて（12歳～18歳の区民）

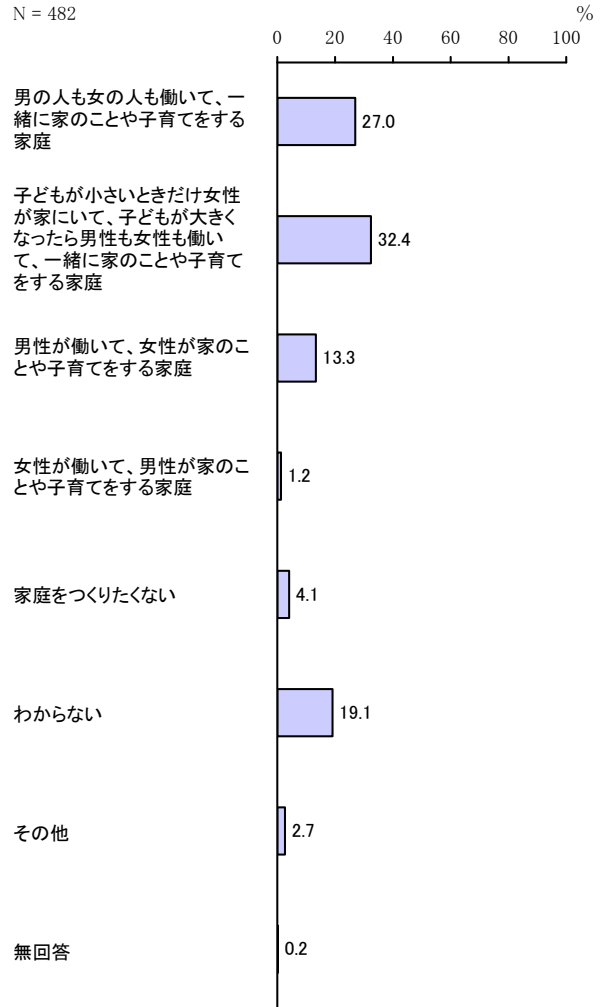
「将来や進路」の割合が49.6%と最も高く、次いで「勉強」の割合が47.5%、「顔や体型」の割合が24.1%となっています。

N = 482



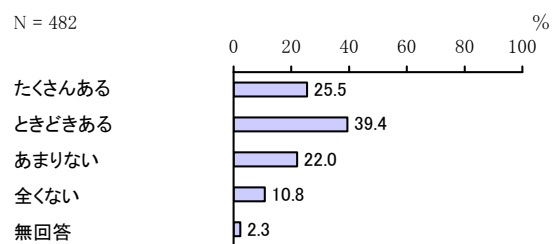
■将来どんな家庭をつくりたいかについて（12歳～18歳の区民）

「子どもが小さいときだけ女性が家  
にいて、子どもが大きくなったら男性  
も女性も働いて、一緒に家のことや子  
育てをする家庭」の割合が32.4%と最  
も高く、次いで「男の人も女の人も働  
いて、一緒に家のことや子育てをする  
家庭」の割合が27.0%、「わからない」  
の割合が19.1%となっています。



■弟や妹以外の赤ちゃん・幼児と遊んだことの経験について（12歳～18歳の区民）

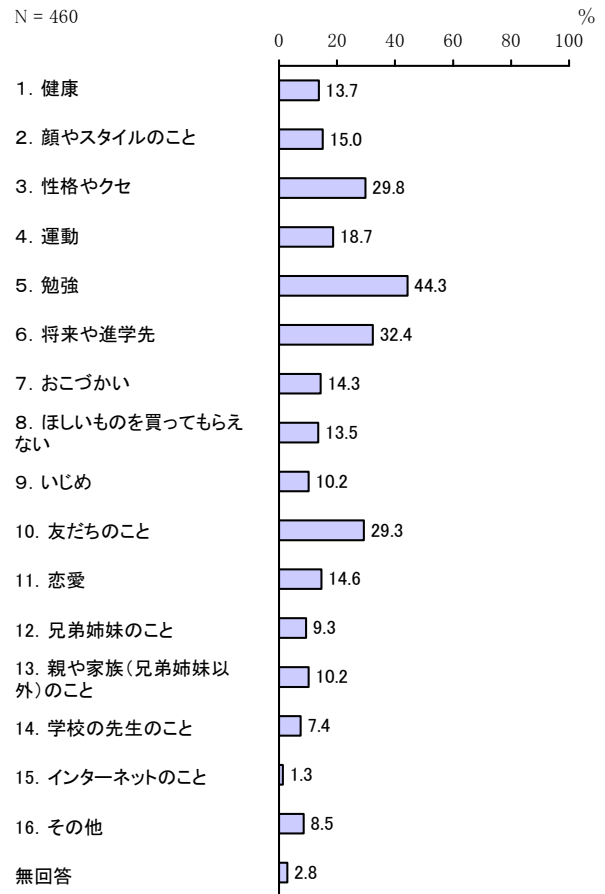
「ときどきある」の割合が39.4%と  
最も高く、次いで「たくさんある」の  
割合が25.5%、「あまりない」の割合が  
22.0%となっています。



## ■悩んでいることについて（小学校5年生の児童）

「勉強」の割合が44.3%と最も高く、次いで「将来や進学先」の割合が32.4%、「性格やクセ」の割合が29.8%、「友だちのこと」の割合が29.3%となっています。

N = 460



## 6 子ども・子育てを取り巻く課題

北区の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向け、以下のような課題が考えられます。

### (1) 家庭の育てる力を支えるために

北区では、これまで保育園等の整備や子育て世帯への経済的な支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などに積極的に取り組んできましたが、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに伴い、保育園では定員を超える需要が生まれ、低年齢児を中心に待機児童が発生しています。

保育園に子どもを預けたくても預けられず、多くの待機児童が発生している状況や、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどが社会問題となっており、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多いのが現状です。

また、妊娠・出産・子育て・保育など、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実が求められています。

さらに、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、孤立した不安な子育てを余儀なくされている保護者が増えていると考えられ、家庭の養育機能の低下や家庭だけでは解決できない問題も多くなっています。子育ては次世代の担い手を育成する営みであり、愛情と自信と責任をもって子育てをしていくためには、「親育ち」への支援が求められています。経験・学習の機会を提供するとともに、子育ての意義を伝え、家庭の子育て力を高めていく取り組みが必要です。

現在実施しているさまざまな事業が、支援を必要とする人に広く利用されているかも見直す必要があります。子育て中の親が利用しやすい、参加しやすいものであることが求められます。

また、子育て家庭の経済的負担軽減のため、経済的支援の充実を図るとともに、今後とも国や東京都に対して軽減策の充実を働きかける必要があります。

### (2) 子育て家庭を支援する地域づくりのために

都市化や高齢化の進展により、町会・自治会といった地域共同体の機能が低下しています。また、少子化や核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、地域のつながりが弱まってきているのが現状です。そのため、身近な地域で相談できる人がいないなど子育てが孤立化しており、子育てに対する不安や負担を感じる親が増えてきています。地域の実情に合わせ、子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、児童館、保育園、幼稚園等がそれぞれの機能を発揮するとともに連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進することが重要です。また、地域住民の力を積極的に活かして世代間交流を促進し、地域全体で子どもを育てるという視点が求められます。

地域における子育て支援活動は活発に行われていますが、その内容や水準はさまざまであり、活動の情報は必ずしも誰もが入手しやすい環境にはありません。子育て支援者は幼稚園・保育園・児童館等の職員や子育て経験者だけではなく、祖父母世代や学生などについても各々が持つ経験や能力により、様々なアプローチから支援の担い手となりえることが考えられます。それぞれの担い手の役割には違いがあるものの、子育て家庭の多様なニーズに的確に答えていくには、担い手一人ひとりの対応力の向上が重要になります。子育て支援を進める上で、さまざまな地域の資源を活用しながら、担い手に適した内容での継続的・効果的な人材育成を推進し、地域全体の子育て力を向上する必要があります。

### (3) 未来を担う人づくりのために

人間形成の基礎づくりは幼児期に始まり、就学前の子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから、就学前教育は大変重要となっています。

アンケート調査の結果より、就学前児童の保護者は子育てで悩んでいること、気になることとして「子どもの教育」を多く挙げています。小学校就学前の北区の子どもが、幼稚園や保育園といった利用施設にかかわらず、十分な就学前教育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。このためには、就学前教育・保育に携わる者が共通認識を持つとともに、家庭とも連携を図りながら就学前教育・保育を進めていくことが必要です。

また、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければなりません。学校教育の目的を達成するためには、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど、家庭や地域社会との連携を深める必要があります。

生命を尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや体験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに、自己実現を図ることができるよう地域の大人が見守り、支援することが求められています。これらの体験活動の機会を推進し、子供たちの活発な活動が展開され、他人を思いやるころや豊かな人間性を育むことができるよう成長段階に応じた事業を展開することが求められているとともに、子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携しながらこころとからだの問題に取り組んでいくことが求められています。

### (4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援のために

全国的に、児童虐待の状況は相談件数の増加とともに、その内容も複雑・困難化し、ますます深刻な社会問題となっています。

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待を経験した子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をとまなう場合があることが指摘されています。その

ために虐待により生じるであろう、こころの傷、愛着障害、非行などを防ぎ、児童の自立を支援するための子どもや家庭に対するきめ細やかな支援や関係機関との連携などが求められています。

本区の母子世帯数・父子世帯数は、平成 22 年(2010 年)の国勢調査では、それぞれ 1,416 世帯・163 世帯です。(なお、他の世帯員がいる世帯を含む母子世帯数・父子世帯数は、それぞれ 1,906 世帯・268 世帯です。)ひとり親家庭には、安心して子育てできるための支援や生活の場の整備、経済的自立のための就労支援、子ども育成に十分な養育費の確保、自立を支援する経済的支援体制の整備などが必要であり、国や都と役割分担をしながら、親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進することが必要です。

また、平成 25 年 8 月に閣議決定された国の「障害者基本計画」では、「障害児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付やその他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行う」こととしています。障害児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害児及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健医療、福祉、教育等が連携した施策の推進は重要な課題です。

## (5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくりのために

昨今「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)という言葉があちこちで聞かれるようになりました。「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』と定義されています。国は制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に取り組んでいますが、仕事と子育ての両立には依然として大きな負担が伴います。

仕事と子育ての両立を図るために、男女ともに育児休業を取得しやすいというような環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。また、個々の事情に合った多様な保育サービスが選択し利用できる体制の整備が求められています。

喜びや楽しみをもって子育てをするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、子育ての場の基本である家庭において、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児を共に担い合うことが望まれます。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念を見直し、人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方を選択できるような社会を目指すことが大切です。社会や家庭で男女が固定的役割分担意識にとらわれることなく、役割と責任を分担していくことの大切さを、個人だけでなく社会や企業が理解していくことも重要です。



## 第3章 北区子ども・子育て支援計画 2015 の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 『子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち』

「子どもの笑顔」には子どもの育ちへの支援、子どもの人権が守られることが象徴されており、「家庭や地域の元気が満ちるまち」には、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。「輝く北区」は、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

### 2 基本的な視点と基本方針

#### (1) 基本的な視点

#### 『子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す』

子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。

これを進めるには、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの基本的な人権を尊重することが重要であり、この子どもの基本的な人権の尊重が「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。

そのため、北区では、子どもの人権の尊重を基本的な視点とし、すべての施策を添加していきます。

#### (2) 基本方針

##### ○ “すべて” の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

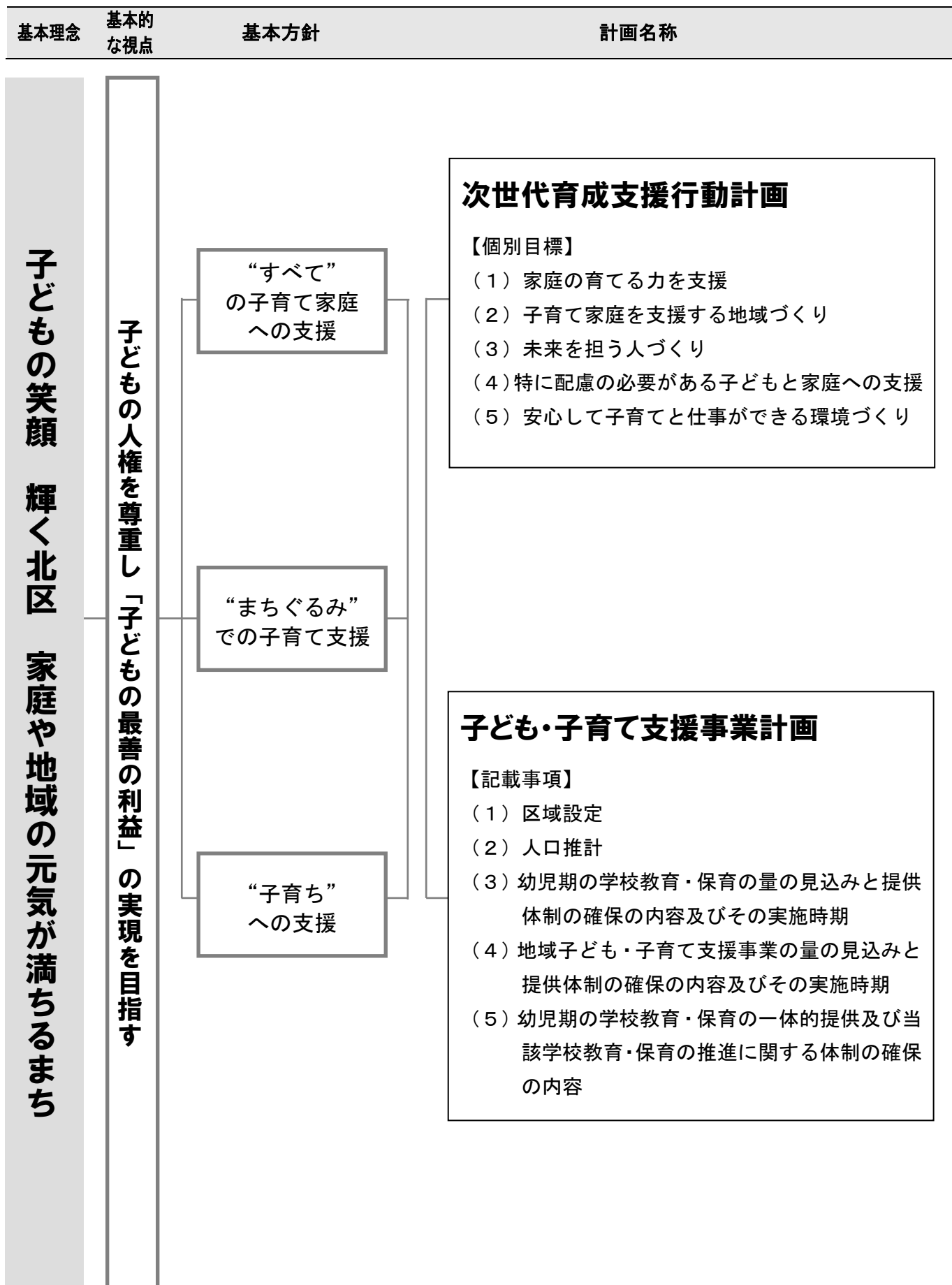
##### ○ “まちぐるみ” での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”の力と“行政”とが協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

##### ○ “子育て” への支援

北区のすべての子ども対し、心身ともに健全な成長と自立に向けた支援と、居場所づくりなどの環境づくりを進めていきます。

### 3 北区子ども・子育て支援計画 2015 の体系



## 第4章 次世代育成支援行動計画

### 1 次世代育成支援行動計画の考え方

ここでは、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもの健全な育成を図るため、地域における子育てしやすい環境の整備等に向け、平成22年に策定された「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏襲するとともに、北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し、事業を展開していきます。

### 2 施策目標

本計画の基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」の実現を目指すため、5つの施策目標を設定しました。

#### （1）家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、子育てを学ぶ場の提供、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産に臨めるよう、費用面の助成や適切な知識の提供、訪問指導など、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

#### （2）子育て家庭を支援する地域づくり

子育てがしやすい環境づくりをめざし、地域ぐるみによる子どもの見守り、子育ての支援活動を促進します。

親の不安や孤独感の解消に向けて、親同士の仲間づくりの場の提供や、支援を必要とする人とそれを支える団体やボランティアが共に子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動への支援や人材の育成事業を推進します。

#### （3）未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、元気に未来に向かって明るく伸び伸びと育っていけるよう、さまざまな体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の充実を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く区民に周知、啓発を行うとともに、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができるよう、幼児期からの人権教育の充実を図ります。

#### （4）特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

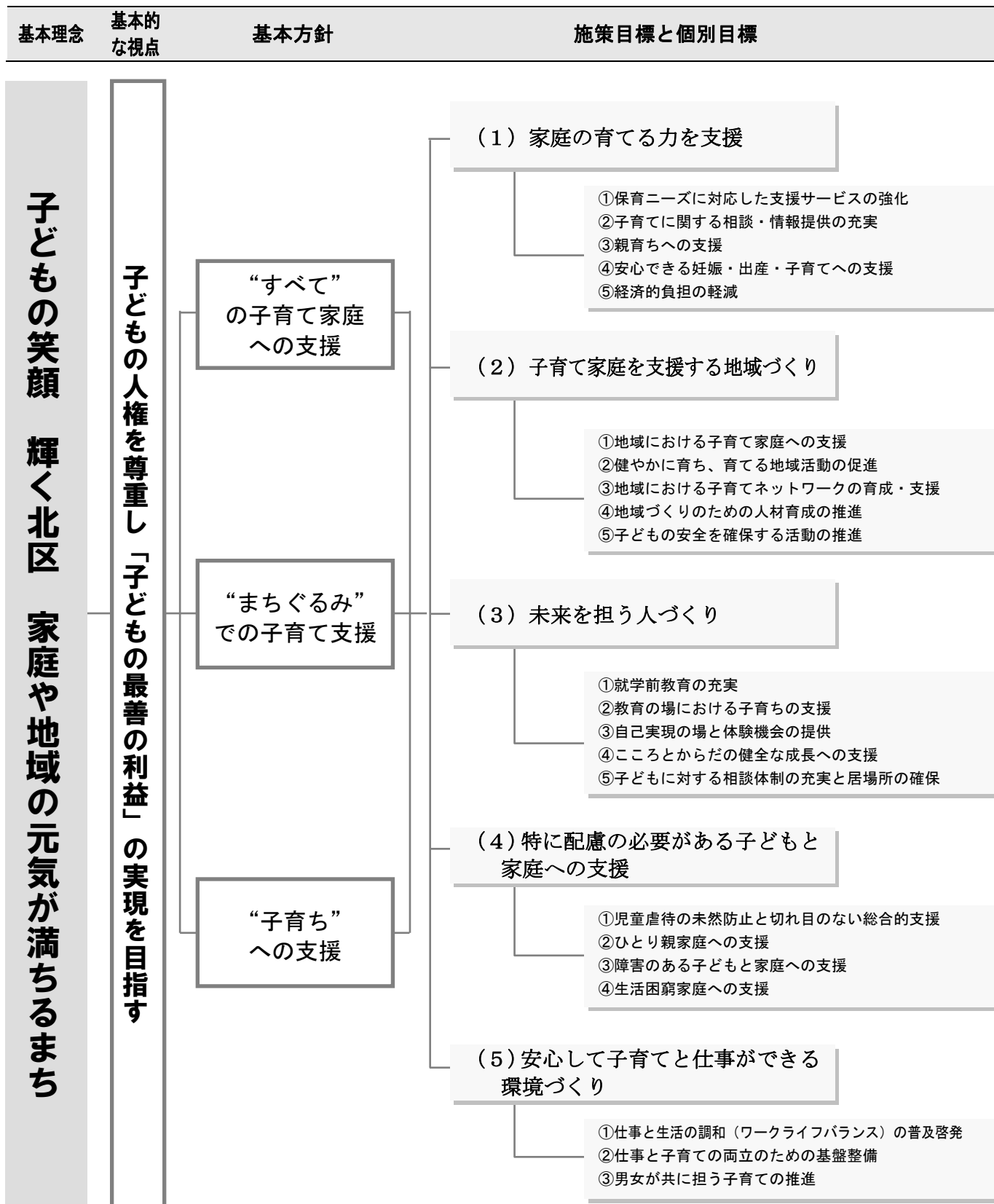
虐待の発生予防及び早期発見への体制を充実し、切れ目のない対応を図ります。

また、ひとり親家庭や障害のある子どもなど、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

## (5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワークライフバランスを普及・啓発するとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進します。

### 3 次世代育成支援行動計画の体系



## 4 個別目標別事業

### (1) 家庭の育てる力を支援

#### ①保育ニーズに対応した支援サービスの強化

- 低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備・誘導に取り組み、待機児童の解消を目指します。
- 保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育、病児・病後児保育、一時的な保育の需要など、多様な保育ニーズに応える事業を展開します。
- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について、すべての子どもを対象とした「放課後子どもプラン」の拡充を踏まえながら、適切な生活の場となるよう質の向上や施設の整備を進め、待機児童の解消に努めます。

#### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

#### ②子育てに関する相談・情報提供の充実

- 子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。
- 必要な時に必要な情報が迷うことなく受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備します。
- 子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などを活用し、常に新しい情報を発信していきます。

#### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

#### ③親育ちへの支援

- 出産や子育てに不安を持つ保護者に対して、自分に合った子育ての仕方を学ぶ場を提供し、いきいきと自信をもって子育てができるよう、「親育ち」への取り組みを推進します。

#### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

#### ④安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

- 妊娠や出産に係る費用を助成して、安心して、安全な出産できる環境を整えます。
- 各家庭において適切な養育ができるよう、保健師や助産師等の専門スタッフが一人ひとりに適切な指導・助言を行い支援します。

##### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

#### ⑤経済的負担の軽減

- 0歳から中学3年生までの子どもに係る保険診療適用の医療費の自己負担分を、区が全額助成します。
- 私立幼稚園・認証保育所または外国人学校などに通園・通学する児童の保護者に対して、経済的負担を軽減する支援を行います。

##### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

## (2) 子育て家庭を支援する地域づくり

#### ①地域における子育て家庭への支援

- 現在ある児童館を、乳幼児親子への支援の拠点となる「(仮称)子どもセンター」に順次再編し、親子の育ちの機会や交流の場の提供をより充実させます。
- 地域住民が子育て家庭を支援する仕組みとして、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- 地域に根ざした子育て支援施設として、幼稚園や保育園が、地域住民に対して子育てに対する情報や交流の場などを提供します。

##### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

## ②健やかに育ち、育てる地域活動の促進

- 地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。
- 特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援します。また、その助けを得て共同による事業に取り組みます。

### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

## ③地域における子育てネットワークの育成・支援

- 同じ目的を持って活動する関係各機関が横断的なネットワークを築くことで、より充実した子育て支援、環境づくりに取り組みます。

### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

## ④地域づくりのための人材育成の推進

- 地域における子育て支援の多様な担い手が、さまざまな子育て支援のニーズに応えられるよう研修等を充実させます。

### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

## ⑤子どもの安全を確保する活動の推進

- 子どもを犯罪等から守るため、学校や保育施設等に緊急通報装置を設置し維持管理を行います。また不審者情報の発信やパトロールの実施、また、子どもが自身を守れるよう、防犯ブザーの配布や講習会を実施し、安全への意識を高める事業を展開します。
- 子どもを車や自転車の事故から守るため、通学路に交通指導員を配置して指導・誘導を行い、また、自転車利用時の安全な利用、マナーの向上の啓発に努めます。
- 保育園、学校の給食において、衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギーへの対応を実施し、安全で安心なおいしい手作りの給食を提供します。



**【主な取り組み事業】**

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

**(3) 未来を担う人づくり****①就学前教育の充実**

- 小学校就学時の環境の変化による不安や不適応を解消するため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校への理解を深めて円滑な接続を図るために、就学前教育カリキュラムを実践していきます。
- 幼稚園教育の充実に向けて、教員の研修・研究活動を補助し、推進します。
- 子どもの読書活動を推進するため、ブックスタートとしての絵本の読み聞かせや、その後の継続につながる事業を行います。

**【主な取り組み事業】**

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

**②教育の場における子育ての支援**

- 児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。
- ICTを活用した指導など新たな教育手法に対応するための研修や、教員の教師力向上に向けた取り組みを推進します。
- 通学区域の重なる幼稚園、小学校、中学校がグループ(サブファミリー)をつくり、連携・協力体制をとりながら交流事業や研究事業に取り組むことにより、質の高い教育環境を創造します。また、サブファミリーを活用して北区独自の小中一貫教育に取り組めます。

**【主な取り組み事業】**

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

### ③自己実現の場と体験機会の提供

- 児童・生徒が学校以外の場で、様々な文化や芸術に親しむ機会、異なる世代や価値観を持つ人々との交流、自然とのふれあいなど、様々な体験を通して豊かな人間性や社会性を育む機会を提供します。
- 社会に参加、貢献する喜びを実感できるよう、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。

#### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成31年度目標

### ④こころとからだの健全な成長への支援

- 子どもが自己肯定感を持ち、自分の存在価値を正しく認められるよう、子どもの権利擁護に関する啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。
- 乳幼児の順調な成長・発達と健康を守るため、定期健康診査や予防接種、正しい知識を普及させるための講習会を実施します。
- 心身の健康を確保し、子どもたちがいきいきと暮らせるよう、「食」の大切さを伝える食育事業を展開します。

#### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成31年度目標

### ⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

- 放課後の時間にすべての児童が安全で健やかに活動できる場として、学童クラブと校庭開放事業の機能を併せ持った「放課後子どもプラン」を小学校全校に導入します。
- 小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、児童館を就学児童生徒の居場所として位置づけ、子どもたちの抱える問題を受け止め、共に解決に導く機能を充実させます。

#### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成31年度目標

#### (4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

##### ①児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

- 保護や支援を必要とする子どもや保護者に対し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所や保育園、幼稚園、児童館、その他関係機関、健康いきがい課の乳児家庭全戸訪問事業などとの連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。
- 子ども家庭支援センターに児童虐待対策コーディネーターを配置し、相談や事案に対する対応力の強化を図ります。

##### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

##### ②ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や東京都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。また、子育てと就業を両立させることができるよう、保育園や学童クラブの利用に際しての配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報提供に努めます。

##### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

##### ③障害のある子どもと家庭への支援

- 障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるよう関係機関と連携しながら、さくらんぼ園を中心として発達支援を行います。
- 障害のある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援します。

##### 【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

##### ④生活困窮家庭への支援

- 「貧困の連鎖」を防ぐため、生活保護世帯等への養育相談、学習支援に取り組みます

**【主な取り組み事業】**

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

**(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり****①仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の普及啓発**

- 性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の重要性の周知活動を行い、啓発に努めます。

**【主な取り組み事業】**

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

**②仕事と子育ての両立のための基盤整備**

- 従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や労働条件を整備する企業の取り組みを支援します。
- 出産や子育て期間中の各段階に応じた多様な働き方を選択できるよう、保育サービス等の子育て支援策を充実し、情報発信します。

**【主な取り組み事業】**

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

**③男女が共に担う子育ての推進**

- 男女の固定的役割分担意識を解消し、これまで育児や家事への参画が少なかった男性が積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。

**【主な取り組み事業】**

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

ここでは、子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、本区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、各事業の見込み量や確保方策を定めていきます。

### 2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を定める必要があるとしています。

北区では、区域割をする考え方として、3地区または7地区という考え方があります。3地区は、昔の行政区の流れから、赤羽、王子、滝野川の3つです。それをもう少し細かく分けたものが7地区となります。

今回は、教育・保育の提供区域の設定のため、1区域が、人口10万前後となる、3つの区域（赤羽地区、王子地区、滝野川地区）を教育・保育提供区域の基本とします。

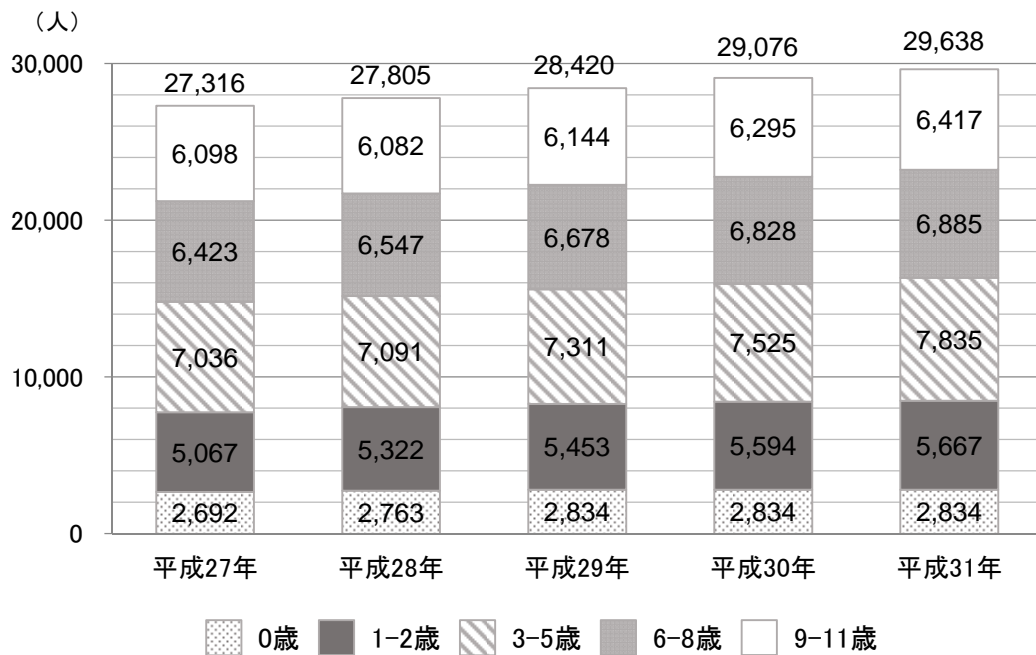
### 3 人口推計

平成25年3月に発行した「北区人口推計調査報告書」では、北区における0～5歳人口は、平成27年に微増するものの、平成28年以降、減少傾向が続き、平成31年には12,807人、平成40年には10,722人となり、平成25年と比較すると19.8%減少すると推計されています。

一方、直近の住民基本台帳によると、平成26年の0～5歳の就学児童数は13,748人で、人口推計の報告書の推計値と比較し、400人弱の乖離が見られます。

こうしたことを踏まえ、就学前児童の待機児童対策をはじめとした様々な事業の計画を作成するため、平成22年から平成26年の住民基本台帳人口実績より、7地区別・男女別・各歳児別の平均変化率から、平成27年から31年までの人口推計をおこないました。なお、0歳児人口については、直近5年間の伸び率が著しいことと、国の保育ニーズのピークは平成29年度であるという見解も考慮し、平成27年から29年までは増加傾向が進み、平成30年以降の伸びは落ち着くものと推計しました。

学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出については、この人口推計を使用していきます。



#### 4 子ども・子育て支援事業計画の体系

(1) 幼児期の学校教育・保育	①保育園（所） 認定こども園 地域型保育 ②幼稚園 認定こども園
(2) 地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦に対する健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ⑤子育て短期支援事業 ⑥子育て援助活動支援事業 ⑦一時預かり事業 ⑧延長保育事業 ⑨病児病後児保育事業 ⑩放課後児童健全育成事業

## 5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 保育園 認定こども園 地域型保育

#### 【今後の方向性】

- 認可保育園の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育園を基軸とした新規整備を進めます。
- 認可保育園への移行を希望する認証保育園で、設置運営基準を満たす見込みのある施設に対して支援を行います。
- 保育事業について、多様なサービスを選択できるよう、体制の整備に努めます。
- 地区間において、施設や事業の偏在、需給バランスの不均衡が生じた場合、状況に応じて解決策を検討し、調整を行います。

#### 【赤羽地区】

		1年目 (平成27年度)		2年目 (平成28年度)		3年目 (平成29年度)		4年目 (平成30年度)		5年目 (平成31年度)	
		3-5歳 保育の必要性あり ----- 保育利用	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 保育の必要性あり ----- 保育利用	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 保育の必要性あり ----- 保育利用	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 保育の必要性あり ----- 保育利用	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 保育の必要性あり ----- 保育利用	0-2歳 保育の必要性あり
①量の見込み		1,395人	1,270人	1,415人	1,309人	1,458人	1,341人	1,492人	1,369人	1,535人	1,383人
②確保の内容	保育園・認定こども園	1,592人	1,137人	1,699人	1,182人	1,753人	1,227人	1,753人	1,227人	1,753人	1,227人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	18人	0人	18人
	認可外保育施設等	5人	145人	5人	145人	5人	145人	5人	145人	5人	145人
②-①	過不足	202人	12人	289人	18人	300人	31人	266人	21人	223人	7人

【王子地区】

		1年目 (平成27年度)		2年目 (平成28年度)		3年目 (平成29年度)		4年目 (平成30年度)		5年目 (平成31年度)	
		3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり
		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用	
①量の見込み		960人	863人	952人	887人	949人	909人	972人	927人	999人	937人
②確保の 内容	保育園・認定 こども園	1,091人	892人	1,091人	930人	1,091人	930人	1,091人	930人	1,091人	930人
	地域型保育 事業	0人	18人	0人	18人	0人	18人	0人	18人	0人	18人
	認可外保育 施設等	0人	94人	0人	94人	0人	94人	0人	94人	0人	94人
②-①	過不足	131人	141人	139人	155人	142人	133人	119人	115人	92人	105人

【滝野川地区】

		1年目 (平成27年度)		2年目 (平成28年度)		3年目 (平成29年度)		4年目 (平成30年度)		5年目 (平成31年度)	
		3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性 あり
		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用		保育利用	
①量の見込み		859人	851人	872人	923人	927人	945人	966人	966人	1,035人	976人
②確保の 内容	保育園・認定 こども園	857人	765人	1,001人	805人	1,055人	847人	1,109人	883人	1,163人	919人
	地域型保育 事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育 施設等	0人	65人	0人	65人	0人	65人	0人	65人	0人	65人
②-①	過不足	▲2人	▲21人	129人	▲53人	128人	▲33人	143人	▲18人	128人	8人

※「確保の内容」は施設定員数。

保育園・認定こども園：認可保育園、認定こども園（保育利用分）

地域型保育事業：小規模保育、事業所内保育

認可外保育施設等：認証保育園、定期利用保育施設、家庭福祉員



## (2) 幼稚園 認定こども園

### 【今後の方向性】

- 就学前教育の必要性が増しており、幼稚園・認定こども園に対する需要は今後増大する見込みです。
- 地域における子育て相談や親子の交流の場として、幼稚園・認定こども園の役割はより重要となります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	3,559 人	3,587 人	3,698 人	3,807 人	3,963 人
確 保 の 内 容	4,969 人	4,969 人	4,969 人	4,969 人	4,969 人
過 不 足 (確保の内容-量の見込み)	1,410 人	1,382 人	1,271 人	1,162 人	1,006 人

※「確保の内容」は園則定員数。

確保の内容：幼稚園、認定こども園（教育利用分）

## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等に努める。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

#### 【今後の方向性】

- 保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育園のほか、認証保育園や幼稚園の預かり保育などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う窓口・場を整備します。
- また、単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくり、地域課題の把握など、事業を明確化していきます。
- 情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。
- 子どもを遊ばせながら気軽に専任の相談員に相談ができる環境の整備を行います。
- (仮称)子どもセンターにおいても、子育てサービスの情報を発信し、相談を受けコーディネートする、子育てコンシェルジュ的な機能を整備していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### 【今後の方向性】

- ニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量共に十分な受け皿となるような方策を検討します。
- 個別的ニーズに応じた様々なメニュー(ホームスタート等)を検討していきます。
- 児童館は今後、乳幼児親子の居場所機能を中心とする(仮称)子どもセンターに移行し、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦(プレママ)対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。それに伴い、子ども家庭支援センターの位置づけを見直し、より専門性の高い事業を担うものとするなどの検討を行っていきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるために、地域で活動する、団体とも連携を図り、重層的なサービスの提供に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数	(26 箇所)	(26 箇所)	(26 箇所)	(26 箇所)	(26 箇所)
量の見込み	266,301 人	277,490 人	284,423 人	289,262 人	291,768 人
確保量	234,000 人	248,500 人	263,000 人	277,500 人	292,000 人
過不足 (確保量-量の見込み)	▲32,301 人	▲28,990 人	▲21,423 人	▲11,762 人	232 人

### (3) 妊婦に対する健康診査

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### 【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子共に安全安心な出産を目指す。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	34,772 人	36,031 人	37,368 人	38,768 人	40,323 人
確 保 量	34,772 人	36,031 人	37,368 人	38,768 人	40,323 人
過 不 足 (確保量－量の見込み)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

##### 【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

##### 【今後の方向性】

○子育てに不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努める、関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

○さらに、特定妊婦など妊娠前から支援を必要とする人を把握するための事業に取り組み、タイムリーに養育支援訪問事業につなげていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,580人	2,673人	2,773人	2,877人	2,993人
確保量	2,580人	2,673人	2,773人	2,877人	2,993人
過不足 (確保量-量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	174人	178人	182人	188人	193人
確保量	174人	178人	182人	188人	193人
過不足 (確保量-量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人

## (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### 【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

### 【今後の方向性】

- 現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではないですが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 利用のための要件が、入院や出張、冠婚葬祭等となっており、かつ1週間前までに申し込み、審査を受ける必要があるため、利用のハードルが高く感じられる面があります。
- 入院などの場合は7日だけでは足りないケースが考えられるため、利用限度日数は検討が必要です。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ショートステイ (0~5歳家庭) 量の見込み	775人	795人	817人	836人	856人
ショートステイ (就学児家庭) 量の見込み	755人	762人	773人	791人	802人
確保量(定員) 5名/日×360日	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人
過不足 (確保量-量の見込み)	270人	243人	210人	173人	142人

## (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

### 【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

### 【今後の方向性】

- 「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業です。  
利用内容の多くが、保育園・幼稚園・学童クラブ・特別支援学級への送り迎えであり、幼少人口の増加に伴い利用者は増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員（育児の支援を行う者）の確保と人材の育成が今後の課題です。
- 事業のさらなる周知と、手続き方法など利用者が使いやすい事業とする検討を重ねます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	6,169 人日	6,236 人日	6,337 人日	6,484 人日	6,566 人日
確 保 量	7,200 人日	7,200 人日	7,200 人日	7,200 人日	7,200 人日
過 不 足 (確保量ー量の見込み)	1,031 人日	964 人日	863 人日	716 人日	634 人日

## (7) 一時預かり事業

### 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

### 【今後の方向性】

○保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、保育園における一時保育の重要性が高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	48,511 人日	48,890 人日	50,407 人日	51,883 人日	54,020 人日
確 保 量	48,511 人日	48,890 人日	50,407 人日	51,883 人日	54,020 人日
過 不 足 (確保量－量の見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	39,872 人日	42,267 人日	43,166 人日	43,600 人日	43,216 人日
確 保 量	33,300 人日	35,800 人日	38,300 人日	40,800 人日	43,300 人日
過 不 足 (確保量－量の見込み)	▲6,572 人日	▲6,467 人日	▲4,866 人日	▲2,800 人日	84 人日



## (8) 延長保育事業

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

### 【今後の方向性】

- 仕事と生活の調和を実現させるため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績に合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	1,174 人	1,205 人	1,238 人	1,266 人	1,297 人
確 保 量	967 人	1,050 人	1,133 人	1,216 人	1,297 人
過 不 足 (確保量ー量の見込み)	▲207 人	▲155 人	▲105 人	▲50 人	0 人

## (9) 病児病後児保育事業

### 【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

### 【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっている。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全、安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 医師との連携や施設整備等の課題も多くなっています。
- 平成 27 年度に利用料金助成型病児保育事業が開始予定ですが、施設型病児保育との利便性等含め、引き続き検討が必要です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
病児・病後児保育量の見込み	3,536 人	3,627 人	3,729 人	3,833 人	3,945 人
確保量	1,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人
過不足 (確保量-量の見込み)	▲2,536 人	▲1,627 人	▲1,729 人	▲1,833 人	▲1,945 人

## (10) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

### 【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

### 【今後の方向性】

- 新基準に掲げる、従事者施設・設備、開所に係る基準については、現状でほぼ満たしています。
- 現在は3年生までを対象としていますが、待機児童が発生している状況であるため、まずは待機児童の解消に最優先で取り組みます。
- 受入対象年齢の拡大については、放課後子どもプランや児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業とも連携し、必要な者が支援を受けられるよう検討していきます。
- 長期休暇中の開所時間の見直しなど、時間の面での支援も必要です。

### 【赤羽】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年 生 量 の 見 込 み	1,104 人	1,130 人	1,170 人	1,207 人	1,224 人
1 ～ 3 年 生 確 保 量	1,120 人	1,160 人	1,200 人	1,200 人	1,240 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	16 人	30 人	30 人	▲7 人	16 人
4 ～ 6 年 生 量 の 見 込 み	184 人	186 人	187 人	188 人	192 人
4 ～ 6 年 生 確 保 量	検討中				

## 【王子】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年 生 量 の 見 込 み	656 人	655 人	650 人	643 人	637 人
1 ～ 3 年 生 確 保 量	760 人	760 人	760 人	760 人	760 人
過 不 足 (確保量－量の見込み)	104 人	105 人	110 人	117 人	123 人
4 ～ 6 年 生 量 の 見 込 み	115 人	113 人	115 人	118 人	118 人
4 ～ 6 年 生 確 保 量	検討中				

## 【滝野川】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年 生 量 の 見 込 み	613 人	634 人	648 人	674 人	683 人
1 ～ 3 年 生 確 保 量	650 人	650 人	650 人	690 人	690 人
過 不 足 (確保量－量の見込み)	37 人	16 人	2 人	16 人	7 人
4 ～ 6 年 生 量 の 見 込 み	198 人	197 人	198 人	208 人	216 人
4 ～ 6 年 生 確 保 量	検討中				

## 7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置は、拡大に向けて国に更なる環境整備の充実を求めるとともに、区としても制度改正の趣旨を踏まえ、普及に取り組むべきと考えます。

北区では、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及の検討を行っていきます。

また、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携についての基本的な考え方や連携の推進方法について協議、検討していきます。

## 第6章 計画の着実な推進に向けて

### 1 計画の推進状況の把握

本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の2つの計画から構成されています。

#### ①次世代育成支援行動計画

毎年度、計画の進捗状況を把握し、その結果を次年度の施策に反映させながら、計画を推進していきます。

計画の進捗を把握するため、主な取り組み事業には目標値を設定し、各課において点検評価するとともに、副区長を本部長とする「子ども」・かがやき戦略推進本部等において計画の進行管理及び評価を行います。また、状況については、北区のホームページを通して区民に公表します。

#### ②子ども・子育て支援事業計画

北区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、必要に応じて見直しをしていきます。

次世代育成支援行動計画と同様、区はその結果を区民に公表し、これに基づいて必要な措置を講じます。

### 2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働

本計画の着実な推進のためには、区と、地域・関係機関・関係団体の様々な立場の方たちとの役割分担や協働が不可欠です。また、区民一人ひとりの皆様にご協力いただきながら進めていくこともあります。

区におきましては、関連する計画も複数であり、様々な部署において取り組む施策があります。行政内部での情報の共有化、連携にこれまで以上に力をいれていくことが、この計画の効率的で着実な推進につながります。また、区が優先的、重点的に取り組むべき事項を明確化することも重要です。

そのうえで、地域の方々や地域の子育て支援にかかわる貴重な活動との役割分担を適切に行うことで、子育て・子育てにかかわる多様なニーズに対応したきめ細かで柔軟な、子育て支援が可能となります。

さらに、様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に、的確に対応していくためには、国や東京都、児童相談所など、多くの関係機関との連携の強化も重要です。

### 3 国・都への要望

子ども・子育て支援新制度の大きな財源として、消費税増収分の一部が充てられるとされています。社会保障の一つの柱に子育てが位置付けられたことは非常に大きな意味をもつものです。しかしながら、今回の制度で必要とされる財源は、まだ十分ではありません、今後も国の動向を十分注視するとともに、必要に応じて、国や都への要望も行なっていく必要があります。

また、子ども・子育てや次世代育成支援の充実を図るためには、区の取り組みだけですべて実施することはできません。

社会全体で働き方を見直し、男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現が何よりも重要です。

区としては、本計画の実現にむけて着実な取り組みを進めるとともに、社会全体として、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援、さらに、事業所における従業員の働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援制度の導入・定着など、社会全体の取り組みの必要性を発信し、国や東京都に対しても積極的に働きかけを行っていきます。

## 子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過

会議・部会種別			議事
子ども・子育て会議	就学前教育・保育部会	子育て支援施策部会	
第1回 (平成25年7月18日)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○区長挨拶・委員委嘱</li> <li>○委員紹介</li> <li>○子ども・子育て会議の運営</li> <li>○子ども・子育て会議への諮問</li> <li>○子ども・子育て支援新制度の概要等</li> </ul>
第2回 (平成25年8月27日)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○北区の子育て支援施策</li> <li>○北区次世代育成支援行動計画(後期計画)平成24年度進捗状況の報告</li> <li>○子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)</li> <li>○ニーズ調査票の検討</li> </ul>
第3回 (平成25年9月12日)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ニーズ調査票の検討</li> </ul>
第4回 (平成25年10月4日)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ニーズ調査票の最終検討</li> </ul>
第5回 (平成25年12月11日)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○(仮称)北区次世代育成支援計画の骨子(案)</li> <li>○北区の地域子ども・子育て支援事業の現状</li> <li>○北区の保育園・幼稚園の現状</li> <li>○専門部会の設置</li> </ul>
		第1回 (平成26年2月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の会議スケジュール等</li> <li>○ニーズ調査結果報告(速報)</li> <li>○(仮称)北区次世代育成支援計画の施策体系(案)</li> </ul>
	第1回 (平成26年2月14日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の会議スケジュール等</li> <li>○ニーズ調査結果報告(速報)</li> <li>○教育・保育提供区域の設定</li> </ul>
第6回 (平成26年3月11日)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の子ども・子育て会議における決定事項の確認</li> <li>○ニーズ調査結果及び「量の見込み」算出結果</li> <li>○北区次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価</li> <li>○((仮称)北区次世代育成支援計画の施策体系の確認、(仮称)子どもセンター事業計画等のパブリックコメントの実施(ほか))</li> </ul>
	第2回 (平成26年4月22日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ニーズ調査結果 報告書</li> <li>○教育・保育の「量の見込み」及び確保方策</li> </ul>
		第2回 (平成26年5月21日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート</li> <li>○(仮称)北区次世代育成支援計画(案)※5/21 版</li> </ul>
	第3回 (平成26年6月20日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・保育の「量の見込み」「確保方策」ワークシート</li> <li>○区立幼稚園の今後の方向性</li> </ul>
		第3回 (平成26年7月9日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート</li> <li>○(仮称)北区次世代育成支援計画(案)</li> </ul>
	第4回 (平成26年7月25日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・保育の「量の見込み」「確保方策」</li> <li>○区立幼稚園の今後の方向性</li> </ul>
第7回 (平成26年8月5日)			
第8回 (平成26年9月12日)			
	第5回 (平成26年10月3日)		
第9回 (平成26年10月29日)			

特集 子ども・子育て新制度の本格実施に向けて

北海道労働局の是正勧告と保育職場の労働実態について

居橋真人

自治労北海道本部公共サービス政策部部长

はじめに

2014年1月27日、北海道労働局は、道内の保育所181カ所に対し、労働基準法などの法令違反が見つかったとして是正勧告を行い、保育所の認可権限のある北海道、札幌、旭川、函館の各市と北海道保育協議会に労働条件の改善を求める要請を行ったと発表した。

自治労道本部社会福祉評議会は、北海道労働局と意見交換を実施するとともに、子ども子育て支援新制度移行による、保育の質に直結する重要な課題であると考え、保

育職場の労働実態調査を実施した。また、職場の労働環境の整備については労働組合の存在意義が問われる課題でもあり、この取り組みを通じて組織強化・拡大を今後展開する予定です。取り組みは、道半ばですが、全国の保育士・保育所の諸課題を解決する一助となればと考えている。

1. 北海道労働局との意見交換内容

2014年2月5日、連合北海道と連携し、今回の是正勧告の経過や目的について北海道労働局との意見交換を実施した。

<図1 是正勧告の経過と内容>

<b>北海道労働局の動き</b>	
2013年4月	労働条件の自主点検チェックリスト配布
対象数	1167カ所※道内のほぼすべての保育所
2013年7月～12月	チェックリスト未提出の保育所を中心に抜き打ち調査を実施
違反数/対象数	181カ所/220カ所
特徴的な違反の内訳(重複)	
①	法定労働時間に関する事項 133件
②	労働条件の明示に関する事項 71件
③	時間外労働時間等の割り増し賃金に関する事項 36件
2014年1月27日	道内保育所181カ所に是正勧告
認可自治体(北海道、札幌市、旭川市、函館市)と北海道保育協議会に労働条件の改善要請	

(1) 意見交換の概要(経過と



内容については図1を参照)

①毎年一定数の相談が保育士の方から寄せられていた。

②特に対人サービスを行っている事業所の違法行為を是正し、法令順守を図っていくことを目的に実施した。

③自主点検チェックリストの協力を要請し、回答のない事業所や法令違反のある事業所に対して是正勧告を行った。

④合わせて、保育所の認可権限のある自治体と北海道保育協議会に労働条件の改善を求める要請をした。

⑤労基法等に関して「よくわからない」という回答が多く、調査結果よりも多くの問題があると思っている。

⑥働いた対価を支払うことや法律を遵守することは当然であり、勧告内容を是正しない事業所に対

しては送検を含め厳しい対応を取る。

## 2. 保育職場の労働実態調査

自治労道本部は、この是正勧告を受け、書面や手続き上の解決が図られたとしても、職場での周知や運用がされなければ、問題が潜在化してしまうと考えた。また、

今回の自主点検が事業者に対してであり、保育士の意見が反映されていないことから、実際の職場状況との乖離があると考えた。

そこで各自治労加盟単組の保育園の36協定を中心とした労働実態調査を実施した。

## 3. 自治体保育職場の労働実態調査集約状況

(1) 調査対象 自治労加盟165単組(内公設公営の保育所がない自治体17単組)

(2) 事業所数 377保育所

(内へき地保育所52、児童クラブ8、その他2)

(3) 回答数85単組(57.

42%) 231保育所(61.3%)

(4) 項目別集計(図2参照)

## 4. 調査結果と考察

(1) 特徴的な状況

①36協定は、「締結されていない」との回答は、34単組78事業所

②36協定を「締結していない」「知らない」で時間外労働をしているとの回答は、54単組111事業所。

③休憩時間の取得については、「取得できない」との回答が、16単組38事業所。

④有給休暇申請については、「できていない」「一部できていない」との回答が、82単組216事

特集 子ども・子育て新制度の本格実施に向けて

業所。

⑤ 是正勧告の確認については、「確認していない」との回答が、52単組13事業所。

(2) 考察

今回の調査により、公立保育所においても法令順守がされていない状況が明らかとなった。また、恒常的時間外労働、サービス残業、人員不足などの課題が明らかになってきている。是正勧告の責任は使用者にあるが、その一方で労働組合として、以前から調査や聴き取りをしていたにも関わらず、課題解決に向けた具体的な提起ができていなかった。

今後の取り組みについては、単組の状況によって変わってくるが、各職場の独自のルールや慣例から法令順守を原則に労使の合意に基づくルールづくりを進める必要がある。

5. 今後の取り組みにむけて

保育職場は、低賃金、仕事がついに、長時間労働などの理由から離職率が高く、待機児童の問題と相まって社会問題の一つとなっている。

保育職場は、将来の地域社会を支える人を育てることにつながり、自治体の将来のまちづくりビジョンの重要な政策であるといえる。

したがって、保育職場で働く保育士の処遇改善は、保育士の離職防止と保育の質を確保するための取り組みであり、労働組合全体で取り組む課題といえる。実態調査結果でも、半数は臨時・非常勤職員であり、多くの職場は未組織となっている。各単組は各自自治体の子ども子育て新制度の議論に参加するとともに、組織化や賃金・労働条件の向上をめざしていきたい。

(図2 項目別集計)

36協定		時間外労働申請		休憩時間の確保		有給休暇申請		ハラスメント		是正勧告の確認	
①締結し確認できる	74	①している	117	①できている	96	①できている	194	①ない	198	①以前から取組み	57
②締結しているが確認できない	26	②一部している	80	②一部できている	96	②一部できている	22	②過去にはあった	21	②確認した	43
③締結していない	78	③していない	34	③できない	39	③お願ひすれば一部認められる	14	③ある	11	③確認していない	113
④知らない	52					④できない	0				
						⑤申請自体できない	1				